

平成 2 1 年第 1 回御宿町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 1 年 3 月 1 6 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 御宿町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 御宿町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 御宿町重度心身障害者 (児) 医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 0 年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 0 年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 0 年度御宿町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 0 年度御宿町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 1 年度御宿町水道事業会計予算 |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 1 年度御宿町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 1 年度御宿町老人保健特別会計予算 |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 8 号 | 平成 2 1 年度御宿町後期高齢者特別会計予算 |

日程第 19 議案第 19 号 平成 21 年度御宿町介護保険特別会計予算

日程第 20 議案第 20 号 平成 21 年度御宿町一般会計会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	松崎 啓二 君	2 番	白鳥 時忠 君
3 番	川城 達也 君	4 番	新井 明 君
5 番	石井 芳清 君	6 番	伊藤 博明 君
7 番	小川 征 君	8 番	中村 俊六郎 君
9 番	式田 孝夫 君	10 番	貝塚 嘉軼 君
11 番	大地 達夫 君	12 番	瀧口 義雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田 義廣 君	教 育 長	佐藤 和己 君
総務課長	氏原 憲二 君	企画財政課長	木原 政吉 君
産業観光課長	藤原 勇 君	教 育 課 長	田中 とよ子 君
建設環境課長	米本 清司 君	税務住民課長	岩瀬 由紀夫 君
保健福祉課長	瀧口 和廣 君	会 計 室 長	渡辺 晴久 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	多賀 孝雄 君	主 事	山口 ゆう子 君
---------	---------	-----	----------

閉議の宣告

議長（新井 明君） 本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いをいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前10時00分）

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第1、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より、議案の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命について説明申し上げます。平成21年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、滝口雅子氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は別紙のとおりですので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、任期は平成21年4月1日より、平成25年3月31日までの4年間といたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第2、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月31日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の水上一夫氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第3、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） それでは、ご説明を申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織、団体数の増減に伴いまして、千葉県市町村総合

事務組合の規約の改正が必要となりましたので、協議をいたすものでございます。

改正の内容につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織、団体である浦安市・市川市病院組合が平成21年3月31日に解散し、また、香取市東庄町清掃組合が同日解散、同年4月1日に香取広域市町村圏事務組合等と統一することによりまして、組合の団体の数が減少することから、本組規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する団体に関する規定について改正を行うものであります。

以上のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第4号 指定管理者の指定について説明いたします。

指定管理者選定委員会を2月9日に開催しました。選定にあたっては、非公募方式をとりました。その理由は、地域福祉センターの業務は、地域福祉向上に関する研修、講座、会議等の実施及び、児童から高齢者までを対象とした各種福祉活動の場としての活用が主な業務の内容となっています。

これらの事業運営には、福祉に関する専門的な知識や、地域などへの調整力が必要で、これを有する団体は社会福祉協議会以外には存在しないこと。また、平成18年8月1日より21年の3月31日まで指定管理者となっており、管理運営状況は良好なことなどの理由により、非公募

施設といたしました。

よって、御宿町地域福祉センターの指定管理者の候補者が決まりましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定をするため、第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、公の施設の名称 御宿町地域福祉センター

2、指定管理者となる団体の名称 御宿町久保1135番地の1 社会福祉法人御宿町社会福祉協議会 会長 齊藤廣恵

3、指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日までです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第5号 御宿町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第5号 御宿町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、説明いたします。

近年の介護サービスをめぐっては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあります。これを改善するため、厚生労働省では、平成21年度から、介護報酬改定率を3%としました。この報酬改定により、介護給付費がアップするということから、市町村の保険料の上昇が見込まれます。このことから、急激な保険料の上昇を抑えるため、交付金が

交付されます。この交付金は、本来の3%の報酬改定分を見込んだ保険料となるため、21年度には報酬改定分を、22年度に改定分の2分の1を軽減するための交付金となります。この交付金を財源として、基金に積み立て、2年間で取り崩します。

それでは、各条文について説明いたします。

第1条として、設置の目的。介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、御宿町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する。

基金の額。2条で、基金として積み立てる額は、御宿町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

3条は、基金の管理に関する定めです。

第4条は、運用益の処理に関する定めでございます。

第5条は、繰替運用をできるとしたことにするための定めでございます。

第6条は、処分の定めでありまして、基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

1号、御宿町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。

2号として、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合。

7条は、委任を定めたものです。

附則として、施行期日の定めと、第2号で条例の失効期日を定めたものです。

2号。この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定というところではありますが、幾つかお伺いをしたいと思います。

政府は介護報酬3%引き上げということで、こういう基金を創設ということであるようであ

りますが、まず、介護報酬ですね。これはこの介護保険というのが創設以来、初めてじゃないか、報酬の引き上げというのは初めてと認識していますが、それはどうかということですね。

それから、今回こういう基金をつくったということは、今、課長ご説明いただいたところでもありますが、政府は1人2万円ごとの賃上げというような話を当初されていたというふうに思います。そうしますと、今回の、さっきの、これの説明ですね。基金の運用。では、この介護従事者、実態として、いかほどの賃金の引き上げになるのかということを見込まれるのか。この基金条例の運用の効果ですね。それについては、担当としてどのように見積もっておられるのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

また、今度のこの特例でありますけれども、平成24年3月31日限りと、いわゆる臨時立法です。それでまだ3年間あるんですけれども、今のご説明では、基金を入れてから2カ年で取り崩してゼロになるというたしかご説明だったというふうに思うんですね。そうしますと、3年度以降、今回これ幾ら見られるのか。補正などを見ますと600万円何がし計上されています。基金の繰り入れの条項があるようでございますが、これがゼロになるわけでありますから、具体的にいえば、それは保険料にはね返る、今の仕組みではね。そうすると600万円何がしの今回のこの基金の部分というのが、保険料そのものにはね上がってくる。負担が増えるというふうに、これは理解していいのかということですね。ですから、3年度以降はどうなるのかと。保険料は。この部分について。単純にこの部分においてどうなるかということですね。

それから、もう1点は、これまで介護保険については、私は幾たびも町単独で、例えば減免などの、そういう特例措置、救済措置をとるべきではないかということは何度も話したわけがありますが、そのたびごとに、町としての特段の措置はとらないと考えていると、そういうような答弁内容であったかと思えます。それは一つに、他の会計から財源を繰り入れるなどをすると、負担と給付の関係が明確にならないと。逆に言えば、明確にするためにそういう他会計からの繰り入れは行わないという、私は行政指導があったというふうに理解をしております。

しかし、このたび国がこのように他会計からの繰り入れを事実上行っております。であるならば、町長公約をいたしております、町民一人一人が大切にされる町づくり。また、先般の第1日目におきまして、特に高齢者に対して、福祉、これはやはり町長としてもやっていきたいと。第一義的にやっていきたいというお話をいただいたところでもあります。

そうしますと、それから、これは特例でありますけれども、当然保険料などにつきましても、未収部分があるわけですよ、収納率の問題でございます。これもそんなに少ない数ではないというふうに思いまして、今後そういうものを取っていくお考えがあるのかどうか。高齢者、

お年寄りを大切にしたい町づくりを行っていきたく、このように町長、述べておられるわけですから、担当としても、この特例がなくなったらどうするのかという感じなんですね。

それから、これまでもそういう収納率の問題があるわけですから、そういう部分でやはり、町としてもそういう対応を、減免などという対応を一つ一つとっていく必要があると思うんですね。それらについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 介護保険制度の実質の報酬改定というのは、今までありませんでしたけれども、一部入居者支援に対する、食費負担分と入居費負担分を制度改正により、過去に取るという制度改正は見ました。

次に、この報酬3%アップで介護従事者の、いわゆる職員ですね。職員の給料がどのように反映されるかということでもありますけれども、統計的に見ますと、特別養護老人ホームなどでは1万円ぐらい、小さなグループホームといいまして、個室型の小さな施設ですと、1カ月で2万2,000円ぐらい。また、療養型老人保健施設という、これはリハビリなどをしながら入る施設ですけれども、月額で3万円前後ぐらいアップするんじゃないかという統計が示されております。

しかしながら、私もいろいろと介護保険の報道などを見ても、施設経営者としては、従事者を増員するというような傾向があるように見ておるところでございます。

保険料の負担につきましては、この医療、交付金を使ってしまいますと、最終的には、現在が3万2,400円ですので、第4期計画では3万9,600円ということで、7,200円の上昇ということになります。

介護の保険料の減免措置ということではありますけれども、御宿町としては、制度は、災害に遭われたとか、そういう方に関しては、減免制度は付加されてはいますけれども、現在は、今まで減免措置を適用された事例はないという現状でございます。

町独自としては、国の制度に準じた、特に災害とですね、遭われた場合の制度のほかに特別町独自で制度化するという考えは、今のところ持っておりません。

議長（新井 明君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 5 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 6 号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第 6、議案第 6 号 御宿町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬税務住民課長より、議案の説明を求めます。

岩瀬税務住民課長。

税務住民課長(岩瀬由紀夫君) それでは、議案第 6 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明いたします。

この改正は、個人住民税の公的年金からの特別徴収開始時期の延期に伴い、平成20年 6 月議会でご承認いただきました町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

お手元に条例改正文、新旧対照表をお配りしていますが、新旧対照表により説明いたします。

附則第 1 条第 2 号は、平成21年 4 月 1 日施行の規定から、公的年金からの特別徴収に関する規定を除くものです。

同条第 6 号は、公的年金からの特別徴収に関する規定の施行期日を平成24年 4 月 1 日とし、公的年金からの特別徴収については、平成24年10月 1 日から実施するものです。

第 2 条第 4 項は、公的年金からの特別徴収について、課税年度の適用を平成21年度から24年度に変更するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第7号 御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬税務住民課長より、議案の説明を求めます。

岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） それでは、議案第7号 御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について説明いたします。

この改正は、本条例が平成21年3月31日で失効となるため、施行期限を半島振興法に合わせ、平成27年3月31日とするものです。

この条例は、地方税法第6条第2項の規定、不均一課税の規定により、半島振興法第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進するため、実施地域の区域内において、製造の事業または旅館業の用に供する設備を新設し、または増設したものについて、固定資産税の特例を定めるものです。

対象となる固定資産は、家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地です。税率は、初年度分100分の0.14、標準税率の10分の1。第2年度分、100分の0.35、4分の1。第3年度分、100分の0.7、2分の1です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置ということではありますが、現在、この措置ですね。条例ですか。これの該当の業種と、およそのこれによって、今説明いただきました減額というんですか、その何というんですかね額というんでしょうか、それはいかほどになっているかという2点についてお伺いいたします。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 業種につきましては、製造業が1件、それから旅館業が1件になります。金額につきましては、製造業については、20年度から対象になっておりますが、そのときの減額分が500万円ほどです。そしてもう1件の旅館業につきましては、18年度

から20年度まで対象になっておりますが、それに対する減額分につきましては、約400万円ほどになっております。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第8号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 瀧口保健福祉課長より、議案の説明を求めます。 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第8号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

重度心身障害者（児）医療費等助成事業については、一定所得以上のある世帯については、本年の3月31日をもって対象外となっていました。このたび、法施行令の改正が予定され、今後も引き続き一定の所得があっても助成が受けられるよう、附則の改正をするものです。

新旧対照表により説明いたします。

附則の第2項で、軽減措置として、旧で、附則の第2号で、経過措置として、「平成21年3月31日まで」とあったものを、新では、この期日を取り除きまして、今後引き続き軽減措置を続けるという附則でございます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例ということではありますが、今の中で2点お伺いをしたいのは、一つは、幾ら出すかということですかね、その金額、収入ですか、額について。それともう一つは、この改正によって、具体的にこう何人だとか、そういう対象者ですね。それについてお伺いします。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） この改正では、住民税が23万5,000円以上納めている世帯においては負担をするという制度でございましたけれども、御宿町については、そのような世帯は現在のところあらわれておりません。よって、この制度に該当者はないということでございます。

なお、参考資料として、重度心身障害者の受給者は、約150から160人で推移しております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第9号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第9号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

介護保険事業計画は、急速に進む高齢化や、介護保険事業に係る保険給付費の、及び介護予防に係る事業等を計画的かつ円滑に実施するため、3年ごとに見直しを行うことが、介護保険法で定められています。

21年度から23年度までの第4期事業計画につきましては、第3期計画で決定しました平成26年度の目標値を基礎とし、現状を踏まえた修正を行い、介護保険財政が健全な運営を行えるよう、第1号被保険者の保険料の算出をし、改正するものです。

新旧対照表により説明いたします。

第2条で、保険料を定める期間を平成21年度から23年度までといたします。また、各階層の保険料の定めを各号で定めたものでございます。

1号、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者は、1万9,800円に改正、2号では、同じく1万9,800円に改正、第3号は2万9,700円に改正、第4号では3万9,600円に改正、第5号では4万9,500円に改正、第6号では、5万9,400円と改正いたします。

第7条は、法令名と法律番号を掲げました。

附則で、施行期日を平成21年4月1日と決めました。

第2条で、介護従事者処遇改善臨時特例基金を取り崩して保険料を軽減するため、1項で平成21年度の保険料を定めました。2項で平成22年度の保険料を定めました。

次のページの資料により説明いたします。

21年度は、第1段階、第2段階は1万9,300円、第3段階は2万8,900円、第4段階を基準として、3万8,600円、第5段階4万8,200円、第6段階は5万7,900円。22年度は、第1段階、第2段階を1万9,500円、第3段階を2万9,300円、第4段階を基準として3万9,100円、第5段階4万8,800円、第6段階は5万8,600円。23年度は、本則の第2条に定める額となります。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

介護保険料の改定であります。これはもう一度お伺いいたしますが、平均で幾らになるのかということですね。

それから、2カ年、先ほどの基金条例の中で減額ということになるわけですね。だと思いますが、要するに平成21年度ですね。当初予算で全部で幾らの保険料の負担が増えるということになるのかですね。それについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 平均ですと、やはり基準額が一番人数が多くて、1,016人です。3万8,600円となります。また、保険料のアップということもございますけれども、

約2,160円ほどがアップということになります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

今の国民の置かれている、また町民の置かれている生活状況。例えば一般会計当初予算、この予算案を見ましても、新年度、町民税5,087万円ですか。昨年度と比べて減額の予算になっているというふうに思います。それだけもう既に、町民の暮らしというのは大変な状況になっているというふうに思います。

そうした中で、こうした保険料の増というのはいかがなものでしょうか。町長はこのように述べていますね。

お年寄りを大切に、だれもが健康で生き生きと暮らせる町にしますと、このように述べておられます。また、先ほども申し上げましたけれども、先般の議会で、高齢者福祉に対する決意も述べられたところでありますが、こうした負担増について提案をされております町長は、どのように思われておるのでしょうか。町長にお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご案内のとおり御宿町は、高齢化率39%と非常に高い。こういう中で、それなりといえますか、見合った形で福祉政策をしていくということになると、当然のことながら、介護保険料にいたしましても、それ相当の皆様方のご負担が増えてくるということでございます。

全国平均、いろいろございますが、私は額的な内容については、このたびはこういう形をお願いしたいと思います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ちょっとよくわからなかったんですけども、年金についてもたしか、もう政府上程していますけれども、たしか上がりませんよね。そういった中で、町民全体の負担は上がり、生活は苦しくなっている、収入が減っているという中で、介護保険料、これはもう老いも上がり若きもということだと思えますけれどもね、この段階に分かれて負担をいただくということは、町長のおっしゃられる、だれにも優しいまちづくりということと、私は違うんじゃないかと思うんですね。ですけれども、それは町長ね、この金額をご負担いただくということでございますのでね、それが、じゃ、町長の公約の内容なのかなというふうに理解をしました。

これは先ほどもお伺いしましたし、また再度お伺いいたしますが、そうした中で、やはりこ

れだけの負担、要するに町民全体に2,160万円もの負担増になってしまうということでありま
すのでね、これはやはり、今後町としても、当然何らかの施策をとって、救済をしていくこと
も大事だと思うんですね。先ほども減免の話をしていただきましたが、現在該当者がいないと。一方で
収納率は100%でないわけでありますから、ちょっとこれは今後、町長の公約に照らしても、
何らかの対応をとっていく必要があるというふうに思うんですが、町長、それについてはどの
ようにお考えでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたが、今後財政状況として、その中でよく検討
させていただきたいと思っています。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第10号 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より、議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第10号 御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を改正する条例の制定について、説明をいたします。

本案は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が平成20年11月6日公布され、平成21年
4月1日から施行されることに伴いまして、御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

主な改正内容につきましては、字句の改正で、第6条及び第8条中、「事務所」とありますものを、「主たる事務所」に改正するものでございます。。これは、認可地縁団体の事務所が複数あることを考慮して改正がなされるもので、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、御宿町の認可地縁団体は、現在遺族会、扇町町内会、七本地区の3団体がございます。以上のとおりでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） 先ほどの採決に戻りますけれども、賛成多数だったんですか。僕はちょっと賛成少数に見えたんですけれども。再確認をお願いします。

議長（新井 明君） 賛成多数に見えました。

12番（瀧口義雄君） いや、確認を願っているんですよ。

議長（新井 明君） 動議ということであれば、ただいまのことについて賛成の方。

12番（瀧口義雄君） これは動議の話じゃないでしょう。賛成があなたが見間違っただの、確認してくれという、ただ確認ですよ。これ動議と受け取るのはだめですよ、それ。

議長（新井 明君） 10分ぐらい休憩します。

（午前10時45分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時57分）

議長（新井 明君） 先ほどの議案9号の件でございますが、可決をはっきり確認していますので、今後挙手その他、採決については、明確にするようにいたしますので、よろしくお願いをいたします。

第10号についての質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、採決

議長 (新井 明君) 日程第11、議案第11号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議題といたします。

瀧口保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長 (瀧口和廣君) 議案第11号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について説明いたします。

今回の補正の主な理由は、保険税の減額、各補助金交付金及び拠出金等の確定に伴うものです。

それでは、予算書の事項別明細書 6 ページより説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税624万1,000円を減額いたします。内訳は説明欄のとおりです。減額の理由は、退職被保険者の減少によるものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金8,868万5,000円を減額するものです。これは、一般被保険者療養給付費等の法定負担分でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金84万6,000円を減額するものです。これにつきましては、交付決定がされたことに伴う補正でございます。

主な減額理由は、7 ページの前期高齢者交付金が増額になったことに伴い、国の法定負担経費が減少となるための補正でございます。

次、2 項の国庫補助金、1 目財政調整交付金3,581万6,000円の減額をするものです。主な減額理由は、7 ページの前期高齢者交付金が増額となったことに伴い、交付算定経費が減少となるためです。

7 ページをお願いいたします。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金1,223万6,000円の減額。主な理由は、やはり7 ページの前期高齢者交付金に移行されたことに伴うものでございます。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金 1 億7,641万6,000円の追加をするものです。これは、65歳から74歳までの前期高齢者に対する医療費の交付金で、支払基金より交付されます。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金84万6,000円を減額するものです。補助金の交付決定がされたことによるものです。

2 項県補助金、1 目県財政調整交付金579万4,000円の減額は、前期高齢者交付金が増額となったことによる県法定負担経費が減少となるためでございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金352万5,000円の減額は、80万円以上の医療費が当初見込みより下回ることによるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

2 目の保険財政共同安定化事業交付金2,051万5,000円の減額は、30万円以上の医療費が当初見込み額より下回ることによるものでございます。

8 款繰越金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金90万1,000円を追加するものです。内訳は説明欄のとおりです。

2 項基金繰入金、1 目の財政調整基金繰入金、1,500万円を減額します。減額の理由は、前期高齢者交付金が増額になったことに伴うものでございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費90万9,000円を減額は、法改正による国保システム改修の委託契約額が確定したことによるものです。

3 項運営協議会費は、決算見込みによるものでございます。

2 款保険給付費につきましては、財源更正です。

10ページをお願いいたします。

2 款の保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目の退職被保険者等高額療養費は、それぞれ残り1 カ月分の支払い見込みから不足が生じるため、750万円の追加をいたします。

4 項出産育児諸費の1 目出産育児一時金は、母子手帳の交付状況から2 件見込まれるので、76万円を追加いたします。

3 款後期高齢者支援金等は、財源更正でございます。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金は、20年度の支払基金への納付金額が確定したことによるもので、832万4,000円を減額するものです。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金809万5,000円を減額いたします。20年度の支払基金への納付金額が確定したことによるものです。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金は、それぞれ平成20年度の国保連合会への拠出額が確定したため、325万1,000円を減額するものです。

8 款保健事業費、1 項保健料事業費の1 目疾病予防費16万4,000円追加は、人間ドック利用予定3 件分の追加でございます。

12ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、2 項の特定健康診査等事業費は、特定健康診査の臨時看護師の賃金を見込みましたが、委託契約に含まれたための減額でございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,218万7,000円を減額し、予算総額を10億1,726万円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

国民健康保険特別会計、最終補正だと理解をしておりますが、6 ページ、歳入、国民健康保険税等お伺いをいたしますが、最終的に3 月末、2 月末でも結構ですけれども、いわゆる保険証の扱いですね。短期でありますとか資格証とかというのも本町も発行しているやに理解をしていますが、その状況というのは、今どういう状況になっているのかですね。

それから、やはり最終的な国保というのが、いわゆる命を守るセーフティーネットになっているというふうに理解をしておりますので、これはやはりその趣旨に鑑みまして、やはりきちんと医療が受けられるということが、まず第1 課題だというふうに思うわけであります。先ほどの例もありますけれども、町民の暮らしの実態というのは、大変厳しい状況があるというふうにも理解をしております。国においても、資格証については、少なくとも来年度以降はすべて破棄する。要するに正式な保険証を出すべきものだというふうに。特に子供については。そういうふうな方針を出されたというにも聞いております。いわゆる救済法ですか。昨年12月に国会で成立したというふうにも聞いておりますが、これらについて、本年度中の運用と、また新年度の運用についての考えについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

もう1 点は、一番最後の12ページであります。後期高齢者医療制度と同時に、特定健康診査等事業ということが、本町もやられてきたわけですが、これが何というんですか今年

は任意の参加だったというふうに思うんですね。この事業内容ですね。どのようにこの1年間行われてきたのか。その事業概要についてご説明をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 資格者証については、特にいわゆる学校通学者ですね。通学者の資格者証については、家族には一応面接等をしまして、納税の勧奨はいたしますけれども、資格者証については、町としても充分家族の状況を勘案しまして発行する考えではおりません。また、お子様のご迷惑にかからないような対処をしていきます。

特定健康診査につきましては、約937人が受診しまして、受診率は37%です。ただ、そのうち判定を受けた者は243人でありまして、積極的支援85人、動機づけ支援が158人でありました。保健指導が必要な方に3日間ほど説明会を設けまして行いましたが、参加者は27人です。ただ、判定者は受診勧奨でありまして、医療機関へ行ってから、医療機関の先生の意見を聞きなさいということでもあります。そうしますと、なかなか医療機関へは進まないというのが現状でありました。21年度からは、医療機関へ進めることということと、医療機関から受診連絡票というものをとって、町の国保のほうで保健指導を行うというふうな改善をする考えであります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

保険証の扱いについて、今年度中は最終的にはどういう状況だったかという質問を私はしたと思うんですね。

もう1点、特定健診についてですが、大体人数の状況は理解をいたしました。この1年間の特定健診業務において、いわゆるそれらがどのような効果、成果が上がったのかということについては、どのように理解をしているのか。それについてお伺いします。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 今現在の保険証の資格者証につきましては、35世帯です。それから短期保険証につきましては119世帯です。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 特定健診の成果ということでもありますけれども、まだ制度始まって当初でありますもので、なかなか数も少ないことであるし、成果というものはまだあらわれていないというのが現状であります。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第12、議案第12号 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

瀧口保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第12号 平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

今回お願いいたします補正の主な概要は、年度途中で制度改正があり、保険料が下がったため、減額補正をお願いするものです。

それでは、予算書の事項別明細書6ページから説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料1,542万6,000円を減額するものです。保険料の均等割が7割軽減世帯であった世帯は8.5割軽減に変更、また、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方に対しては、所得割が5割軽減に軽減改正されたため、保険料が下がったものでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事務費繰入金31万5,000円を減額するものです。事務費については全額町で繰り入れすることから、歳出で事務費を軽減していることから、補正をするものでございます。

保険基盤安定繰入金56万5,000円を増額いたします。これは、額の確定のためでございます。続きまして、歳出について説明いたします。

1 款総務費、2 項徴収費31万5,000円の減額については、事務費として印刷費や郵便料が固まったための不用額の減額でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者

医療広域連合納付金1,486万1,000円の減額は、保険料が改正された相当分の減額です。

以上、歳入歳出それぞれ1,517万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,000万円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第13号 平成20年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

瀧口保健福祉課長より、議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第13号 平成20年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

今回の補正の主な理由は、歳入においては、国・県負担分の介護給付費の額が決定したための国庫負担金、県負担金の減額、及び財政調整交付金の決定に伴う国庫補助金の増額と、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付によるものです。

予算書事項別明細書6ページより説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金につきましては、平成20年度介護給付費等負担金の交付決定に伴う補正で、328万4,000円を減額するものです。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、20年度の交付決定に伴い、862万4,000円を追加するものです。

4目の介護保険事業補助金は60万1,000円を追加するものです。理由は、平成21年度開始の

4 期計画において、介護報酬改定において現行の電算システムの改修が必要となるため、補助事業の対象となったものでございます。

5 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、議案第 5 号で説明した介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されるため、663万2,000円を追加するものです。

4 款支払基金交付金の 1 目介護給付費等交付金は、284万円を減額するものです。第 2 号被保険者が加入している各医療保険者の納付金額が決定したための補正でございます。

5 款県支出金は、1 目の介護給付費等負担金の県の交付決定により、278万8,000円の減額をするものです。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目のその他一般会計繰入金については、電算システム改修を行うため、78万5,000円を増額するものでございます。

2 項の基金繰入金、1 目介護給付費等準備基金の1,815万1,000円の減額については、支払基金交付金及び繰越金の増額補正に伴う財源更正となり、全額を減額します。

7 款繰越金は、平成19年度からの純繰越金1,843万9,000円を充当し、収支の均衡を図りました。

歳出について説明いたします。

1 款総務費、2 項総務管理費については、介護保険報酬改定に伴う介護保険システムの改修を行うための委託料で、138万6,000円を追加するものです。

2 款保険給付費については、財源更正です。

7 款基金積立金、1 項基金積立金については、介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金積立金として、先ほど可決いただきました基金へ663万2,000円を積み立てるものです。

以上、歳入歳出それぞれ801万8,000円を追加し、予算総額を 6 億2,535万8,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

1 ページの歳入歳出補正予算で繰越金というのがございますね。2,143万2,000円ということになっているというものです。これからいわゆる介護保険、3 カ年で保険料ということがございますので、これがこの 3 カ年の最後の繰越しというか、次の 3 カ年への繰越額ということになると思うんですね。じゃ、この本来であれば 3 カ年、要するに計画のときにいろんな事業を

勘案をして、それで保険料を決めるわけですよね。その総額を3カ年均等に割るとというのが、たしか介護保険の保険料の基本的な制度だったと思うんですね。ですから、これは、去年、また昨年度については、要するに今年度、平成20年度、まだ見込みがあると繰越なども含めて、こう保険料率の上げ下げのないようにということだったと思うんですね。先ほど新年度からの3カ年について、多額の保険料増額の予算が決定いたしました。これは本当に微妙な数での決定だったと思うんですね。それほどまでにやはり、この増額に対しては異議のある議員が多かったと。または賛同できない内容だということだったと思うんですね。そうすると、この2,143万円余ったということも、また今後ありはしないかということもあるんですね。まずお聞きしたいのは、この2,143万円余ったと。繰り越さなければならなくなったということは、計画との関係からどのように理解をしているかということですね。それについてお伺いをいたします。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） この2,143万円というのは、19年度会計の決算で繰越金が約2,143万円あったということで、それを今回の補正で既に補正前で約300万円ですか、充当しております。今回の補正で19年度の決算ベースのものを1,843万9,000円を繰り越された財源を今回の補正財源に充当したということであります。

おそらく石井議員の質疑は、基金の積み立てだと思えますけれども、介護保険には現在、基金の積み立てが5,200万円ほどあります。一応町としては、1カ月分ですね、施設へ支払います給付金相当ぐらいは確保しておく必要があるのではないかという考えのもとで、それをベースに毎年確保しております。また、財源の運用上も、介護保険が年度当初からいきなり入ってくるわけでもありませんので、その5,200万円相当ぐらいは必要ではないかという考えで基金を保有しているという状況でございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうしますと、私のちょっと勘違いもあったのかもわかりませんが、今ご説明あった5,200万円。今の説明では、新年度の運用の当初、現実的な現金運用にしたいというようなご説明もあったかと思えますけれども、ただ、ほかの市町村では、その運用、当該年度もしくは税そのもので、保険料そのものの減額というんですか。負担を下げるために利用するといったところも多いんですね。それについては、今ご説明いただいたとおりの答弁しかないというふうに思うんですね。今後 今後と申しましょうか。まだ具体的には、

新年度予算提案というか説明を受けていないわけでありましてけれども、それについて対応する考え、あるのかないのか。また、積極的な負担軽減について、何度も繰り返しになりますけれども、そうした制度を含めて対応していく考えはあるのかないのかについて、最後お聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 基金の保有高については、近隣の市では、保有高の95%以上を取り崩して、第4期計画に臨んだという自治体もあります。御宿町も、先ほど述べたような考えを持っているところでございますけれども、やはり住民等のお考えがあれば、柔軟な対応はするという考えであります。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第14、議案第14号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

木原企画財政課長より、議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第14号 平成20年度御宿町一般会計補正予算案（第5号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2億4,900万円を追加し、補正後の予算総額を30億6,520万円と定めるものであります。

補正後の主な内容につきましては、国の第二次補正予算の成立に基づきまして、定額給付金や子育て応援特別手当、地域活性化・生活対策臨時交付金等に係る予算を追加するほか、決算

見込みを加えた上で、歳入歳出とも予算確保の調整を行いました。また、財政規模に基づく適正な収支を考慮し、財政調整基金への積み立てや、御宿中学校体育館の建設に向けた学校建設基金への積み立てを行い、将来財政の安定運営に努めます。

補正財源としては、国の第二次補正予算に基づく国庫支出金を初め、平成19年度からの純繰越金、並びに交付額が決定いたしました普通交付税をあわせ、収支の均衡を図りました。

次に、第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しで使用する経費について定めたものであります。内容につきましては、「第2表繰越明許費」に基づいてご説明いたしますので、予算書案の6ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、国の第二次補正予算に関連した経費が大半を占めており、予算成立の時期から年度内での執行が困難であるため、明許繰り越し手続を行うものです。

まず、地域活性化・生活対策臨時交付金関連事業でございます。この交付金制度は、緊急経済対策として、平成20年10月30日に閣議決定されたもので、総額6,000億円の追加措置がされたものです。各団体への交付にあたりましては、人口、面積、財政力等をベースに算定されるもので、御宿町では5,706万7,000円の交付内示を受けております。用途につきましては、10月30日以降に実施する公共施設の耐震化や、地域活性化、生活者の暮らしの安全・安心対策等が対象となります。事業の選択にあたりましては、1月27日開催の全員協議会においてご説明申し上げたとおり、町基本計画を念頭に、公共施設の耐震化や地域活性化に重点を置くことといたしました。

繰越明許費の表で申し上げますと、上からになりますが、総務費では、旧岩和田小学校特別教室等に係る耐震診断、庁舎正面玄関自動ドア整備、御宿台緑道階段手すり取り付け。

民生費では、地域福祉センターバリアフリー整備、車いす搭載車両の購入。

商工費に移りまして、観光サイン看板整備、メキシコ公園トイレ改修、月の沙漠記念館昇降機の設置のほか、教育に掲げる公民館、海洋センター等、各施策はすべて交付金を活用して行うものであります。

このほか、総務費の定額給付金給付事業及び民生費の子育て応援特別手当支給事業につきましても、国の第二次補正予算を伴うものであります。

また、民生費の御宿児童館及び御宿保育所の耐震診断調査事業につきましては、補正予算（第3号）にてご承認いただいた、国の第一次補正予算による地域活性化・安心実現総合対策交付金を活用するもので、こちらも年度内での調査が困難なことから、今回繰り越しお願いするものであります。

最後に、商工費のメキシコ記念塔改修事業につきましては、さきの補正予算（第4号）でご承認いただいたものですが、年度内の完成が困難なことから、明許繰り越しを行い、6月初旬の完成を目指します。

それでは、歳入歳出予算にかかわる事項別明細につきまして、予算書の10ページからご説明いたします。

初めに、歳入予算ですが、1款町税、1項町民税、2目法人につきましては、景気不況の影響等から、企業収益が落ち込んでおり、決算見込みを勘案した上で、260万円の減額を行うものです。

2項固定資産税につきましては、景気の低迷に伴い、納税者からの徴収が困難な状況であり、これまでの収入状況を見据え、過年度分について300万円の減額を行うものです。

4項たばこ税は、売り渡し本数の減少幅が当初見込みよりも大きく、これまでの収入状況を考慮し、280万円を減額するものです。

次に、4款配当割交付金ですが、株価の落ち込みにより、特定配当等が減少しており、決算見込みを勘案した上で、90万円を減額するものです。

続いて、6款地方消費税交付金ですが、このたび額が確定したことによる予算額の補正であり、消費の落ち込みにより、779万7,000円の減額です。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、営業面での工夫や天候等の影響から、利用者が当初見込みを上回り、収入状況を見据えた上で400万円の追加補正をするものです。

10款地方交付税は、交付額が確定しましたことから、1,206万6,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金で61万2,000円。当初において、年度途中の入所等の影響による運営費負担金47万9,000円と、時間外延長保育の利用増による利用者の負担金13万3,000円です。

12ページに移りまして、13款使用料及び手数料ですが、1項使用料、2目商工使用料177万1,000円の減は、月の沙漠記念館や町営プール入場料など決算見込みを踏まえた予算額の調整であります。

3目土木使用料につきましては、東電による送電線の建てかえのため、鉄板敷きの占用があったことから、道路占用料として195万8,000円を追加するものです。

続いて、2項手数料、2目衛生費手数料は、予算見込みを勘案した上で、ごみの持込手数料60万円を追加するものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金ですが、153万2,000円の追加補正を行うものです。内訳としましては、まず、保険基盤安定負担金で11万9,000円の追加、国民健康保険会計基盤安定繰り出しに対する国庫負担であり、額の確定により補正するものです。

心身障害者福祉費負担金につきましては、補装具及び更生医療に対し国が2分の1を負担するもので、実績に基づき51万円の追加です。

3節被用者児童手当負担金から7節非被用者小学校修了前特例給付負担金につきましては、児童手当給付に係る国負担分であり、実績に基づきそれぞれ予算額の調整を行うものです。

8節サービス利用計画作成費給付費から10節社会福祉法人減免措置助成負担金については、実績がなかったことによる減額です。

16節保育所運営費負担金は、管外委託の増による16万3,000円の追加です。

17節介護給付費負担金、18節訓練等給付費負担金については、障害福祉に関する実績に基づき、それぞれ予算額の調整を行うものであります。

19節子育て応援特別手当交付金につきましては、国の第二次補正予算にて新たに創設された交付金制度であり、3歳から18歳までの子供が2人以上おり、第2子以降の小学校就学前3年間に属する子供が支給対象となります。支給額につきましては、子供1人あたりにつき、年間3万6,000円が支給されるもので、御宿町では70名の対象を見込んでおります。

14ページに移りまして、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金につきましては、252万9,000円の追加。内訳としましては、1節心身障害者福祉費補助金において、在宅福祉等実績に基づき、68万9,000円を減額する一方、2節老人福祉費補助金において、後期高齢者医療制度に係るシステム改修経費について、全額国庫補助が措置されたことから、262万5,000円を追加いたします。

また、6節子育て応援特別手当事務取扱交付金につきましては、国庫負担金でご説明いたしました子育て応援特別手当の交付事務に係る事務費補助として59万3,000円を追加するものです。

2目の衛生費国庫補助金16万円の減額は、合併浄化槽設置に係るもので、申請件数が当初見込みを下回ったことによる補正であります。

6目総務費国庫補助金1億9,634万6,000円につきましては、国の二次補正予算に係る地域活性化・生活対策臨時交付金及び定額給付金事業に係るものです。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、8万9,000円の減額をするものです。内訳といたしましては、1節保険基盤安定負担金で71万6,000円の追加。国民健康保

険税に係る軽減影響分について4分の3が負担されるもので、合併に伴いこのたび補正するものであります。

2節心身障害者福祉費負担金については、国庫負担金でご説明いたしましたとおり、補装具、更生医療の給付に係るものです。実績に基づき4分の1に当たる県費負担金相当分を追加するものであります。

3節被用者児童手当負担金から、15ページ6節非被用者小学校修了前特例給付負担金までにつきましては、児童手当給付に係る県負担金であります。国庫負担と同様、それぞれ予算額の調整を行うものであります。

7節のサービス利用計画作成費給付費から9節社会福祉法人減免措置助成負担金につきましては、国庫負担金と同様、実績がなかったことによる減額であります。

15節保育所運営費負担金から17節の訓練等給付費負担金ですが、国負担金に連動し、県がその4分の1を負担するものですが、国庫負担金でご説明しましたとおり、それぞれ実績に基づく予算額の調整を行うものであります。

3目県委譲事務交付金につきましては、事務処理の特例による県から委譲された事務の処理件数に基づき算定されるものであり、額の確定により、予算額の調整をするものです。

4目保険基盤安定拠出金42万4,000円の追加につきましては、後期高齢者医療に係る保険料軽減影響額につきまして、国民健康保険制度と同様、4分の3が負担されるもので、額の確定に伴い、このたび補正を行うものであります。

16ページに移りまして、2項県補助金、2目民生費県補助金で166万2,000円の減額。平成20年度の実績を踏まえ、それぞれ予算額の調整を行うものです。

3目衛生費県補助金ですが、小型合併浄化槽設置費用について、国庫補助金にてご説明しましたとおり、実績が見込みを下回ることにより、16万円を減額するほか、南房総広域水道企業団出資に係る用水供給事業補助金について額が確定したことにより、4万8,000円の減額をするものであります。

4目農林水産業費補助金58万2,000円の減額で、農業委員会交付金及びイノシシ被害防止対策補助金について、額の確定に伴いそれぞれ補正するものであります。

6目教育費県補助金につきましては、放課後子ども教室事業にかかわる県補助金が確定したことにより、16万2,000円を補正するものであります。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入350万6,000円につきましては、買い受け予定者の都合により、当初予定していました宅地の売り払いができなくなったことから減額するものであ

ります。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、活力あるふるさとづくり基金条例にかかわるものであり、新たに4件、20万5,000円の寄附がございましたので、このたび補正計上するものであります。

続いて、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ですが、平成19年度からの純繰越金で、4,921万4,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入につきましては、387万9,000円の追加。内訳で見ますと、町営プールの売店売り上げ及びロッカー等の使用について、額の確定に伴い減額するほか、有価物売払い料金につきましては、売払い単価の上昇に伴い、463万2,000円の追加です。

また、指定管理者利益還元金につきましては、御宿台運動公園管理のため、照明電気代を利益還元金に反映して算出するよう年度協定を適用することにより、26万8,000円を減額するものであります。

3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入の61万5,000円の追加につきましては、管外保育について2件の受託を受け入れたことによる追加であります。

以上、歳入予算合計で2億4,900万円の追加をお願いするものです。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。

18ページをご覧いただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費で70万7,000円の減額ですが、10月の議員辞職に伴い、1節報酬から19節負担金補助及び交付金までそれぞれ不用額を減額するものであります。

2款総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費で87万8,000円の減額。これはOCR自動読み取り機の設置に係るもので、機器の調達や設定に時間を要し、稼働がおくれましたことから、保守料並びにシステム使用料について、それぞれの不用額を減額するものであります。

3目財産管理費ですが、11節需用費で56万9,000円につきましては、役場庁舎1階の空調並びに非常カメラにかかわる修繕料であります。

13節委託料及び15節工事請負費につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係るもので、旧岩和田小学校特別教室等の耐震調査や、役場庁舎正面玄関の自動ドア設置、御宿台緑道の階段3カ所における手すり取り付け工事を実施するものであります。

6目財政調整基金積立金でございますが、前年度からの繰越金等について、将来財政の安定も考慮し、2,000万円を積み立てするものであります。

7目防災諸費29万9,000円の減額は、津波ハザードマップの作成に係る不用額を減額するものであります。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金ですが、25節積立金で20万5,000円、歳入予算にてご説明しましたとおり、新たに4件、20万5,000円の寄附がございましたので、条例に基づきその全額を積み立てるものであります。

11目定額給付金給付事業ですが、歳入予算にてご説明しましたとおり、国の経済対策として追加措置されるものであり、3節職員手当から19節負担金補助及び交付金まで、事務費及び給付金についてそれぞれ所要額を計上いたしました。

2項徴税费、1目税務総務費173万円の減額につきましては、税源移譲に伴う特例措置といたしまして実施された、税源移譲特例還付金について、決算額を勘案し、不用額を減額するものであります。

2目賦課徴收費の24万5,000円の減額ですが、郵政民営化に伴い、徴税の取扱手数料が無料となったことから減額するものであります。

20ページに移りまして、3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費72万円の減額ですが、住民基本台帳ネットワークシステムの更新に係る入札差金について、保守委託料で30万円、電算使用料で42万円をそれぞれ減額するものです。

4項選挙費につきましては、町長選挙及び町議会議員補欠選挙に係る不用額の減額です。

次に、3款民生費でございますが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で507万3,000円を追加するものです。内容といたしましては、第2次障害者福祉計画策定経費について、実績に基づき、8節の報償費及び13節委託料でそれぞれ不用額の減額を行うほか、ひとり親家庭医療費について、当初見込みを上回ることから、20節扶助費で24万9,000円の追加です。

また、12節役務費9万2,000円、15節工事請負費212万円、18節備品購入費178万7,000円、27節公課費5万7,000円の追加ですが、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係るもので、地域福祉センター玄関前のスロープ設置、並びに車いす搭載車両の購入をするためのものでございます。

28節の繰出金については、国民健康保険特別会計に係るもので、保険基盤安定負担金等の確定に伴う不足額について90万1,000円の追加繰り出しを行うものであります。

2目老人福祉費でございますが、12節役務費で1万8,000円の追加。これにつきましては、高齢者世帯に係る救急電話の設置が当初見込みを上回ったことによる追加であります。

13節委託料につきましては、養護老人ホームや、生活管理指導短期宿泊において、実績に基

づき、37万5,000円を追加するものであります。

19節負担金補助及び交付金155万8,000円の減額につきましては、後期高齢者広域連合負担金の確定によるものであります。

28節繰出金78万5,000円は、介護職員の報酬単価改定に伴うシステム改修について追加繰り出しを行うものであります。

続いて、3目心身障害者福祉費ですが、まず11節の需用費で5万8,000円の追加。障害福祉サービスの利用者負担の変更に伴い、受給者証の作成を要することから追加するものであります。

12節役務費3万6,000円の減額は、国保連合会への支払手数料について、実績に基づき減額するものであります。

13節委託料から20節扶助費につきましては、各種障害福祉施策について、実績に基づきそれぞれ予算額の調整を行うものであります。

22ページに移りまして、5目後期高齢者医療ですが、保険料軽減措置にかかわる基盤安定繰り出しが確定したことから、25万円の追加繰り出しを行うものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、歳入でご説明しましたとおり、国の第2次補正予算を受けまして、子育て応援特別手当支給事務に対応するため、事務費及び給付費について、それぞれ所要額を計上するものであります。

2目児童措置費は、児童手当支給に係るもので、歳入予算同様実績に基づきそれぞれ減額するものであります。

3目保育所費でございますが、新たに扶養手当の支給要件が発生したことにより、職員手当で6万7,000円を追加するほか、管外委託の増加により、委託料で27万6,000円を追加補正するものであります。

4款衛生費ですが、1目保健衛生費、2目予防費は、日本脳炎予防接種の希望者が当初見込みよりも上回ったため、11節で需用費でワクチン代24万9,000円を追加するものであります。

3目環境衛生費は、ビーチクリーナーの修繕による稼働停止に伴い、臨時職員の作業員数が減少したため、その不用額を減額するものであります。

4目乳幼児医療対策費につきましては、制度改定により53万6,000円を追加するほか、児童医療対策について、実績が当初見込みより下回ることから、60万円の減額をするものです。

続いて2項清掃費ですが、2目じん芥処理費で134万5,000円の追加。内訳といたしましては、電気料の不足により光熱水費に不足が生じることから、11節需用費で75万7,000円を追加する

ほか、清掃センター油圧シリンダーにふくあいが生じたことから、15節工事請負費で52万5,000円の追加であります。

また、19節負担金補助及び交付金については、リサイクル活動について、実谷及び御宿小学校の愛好会が新たに実施したことにより、実績に基づき6万3,000円を追加補正するものであります。

3目し尿処理費48万円の減額につきましては、小型合併浄化槽設置補助におきまして、実績が当初見込みを下回ることから、歳入補正とあわせまして、不用額の減額をするものであります。

4項1目予防費につきましては、後期高齢者健康診断の実績により、不用額を減額するものであります。

24ページに移りまして、5款農林水産業費ですが、1項農業費、1目農業委員会費は、それぞれ歳入補正に伴う財源更正であります。

3目農業振興費は、有害鳥獣駆除委託にかかわる契約差金や、イノシシ被害防止にかかわる電気さく等の実績が当初見込みを下回ることから、総額80万5,000円を減額するものであります。

続いて、6款商工費、1項商工費ですが、2目商工振興費につきましては、中小企業振興利子補給において、新たに借入れが発生したことから、不足額11万6,000円を追加補正するものであります。

3目観光費4,024万9,000円の追加につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金の事業に係るもので、観光サイン看板の整備やメキシコ記念塔公園トイレの改修を行いました。

このほか、14節使用料及賃借料ですが、臨時派出所借上料に係る不用額について、8万円の減額であります。

4目月の沙漠記念館管理運営費ですが、館長が1カ月間不在であったことにより、報酬で18万6,000円を減額するほか、15節工事請負費300万円は、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、車いす用の昇降機を設置するものであります。

5目町営プール管理運営費は、業務委託や工事請負費について不用額を減額するものであります。

25ページに移りまして、7款土木費ですが、1項土木管理費、1目土木総務費は、歳入補正に伴う財源更正であります。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費で342万1,000円を追加。内訳といたしましては、19節

の県事業負担金を計上するものであります。

なお、県事業負担金につきましては、旧御宿高校入り口付近の交差点改良、勝浦布施大原線のバイパス改良にかかわるものであります。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費で6万9,000円の追加ですが、第二分団の支払いの処理について不足額をお支払いするものであります。

次に、9款教育費でございますが、1項教育総務費、2目事務局費については、学校建設基金への積立金で3,000万円を計上するものであります。建設に必要な一般財源所要額を計画的に確保するためのものであり、積み立て後の残高は、1億4,800万円となります。

4項社会教育費、2目公民館費の328万1,000円の追加ですが、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に係るもので、公民館の耐震診断調査や大ホールの舞台つきもの、音響設備を整備するもので、13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費でそれぞれ所要額を追加するものであります。

そのほか11節需用費で電気料の不足による28万1,000円の追加。14節使用料及賃借料はコピー機使用に係る不用額14万3,000円を減額したものであります。

26ページに移りまして、3目資料館費並びに4目文化財保護費については、資料館トイレの改修及び田尻海岸にロドリゴ上陸地として記念碑を設置しようとするもので、いずれも地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施しておるものであります。

続きまして、5項保健体育費、2目体育施設費ですが、7節賃金で60万円の減額につきましては、さきのプール監視員の雇用実績に伴い減額するものであります。

15節工事請負費、18節備品購入費は、B & Gのスロープ設置やトイレ改修、運動機材の充実を図るもので、こちらも地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施いたします。

3目学校給食費につきましては、7節賃金で9万3,000円の追加。職員の療養休暇取得に伴い、調理員1名、1カ月分について追加補正をお願いするものです。

11款公債費につきましては、1項公債費、2目利子で82万円の減額。借り入れ利率の確定に伴い、利子分の減額について補正するものです。

以上、歳入歳出予算総額2億4,900万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を30億6,520万円とするものです。よろしく願いをいたします。

議長（新井 明君） ただいまより暫時休憩といたしますが、午後一番で議員協議会を委員会室にて開催いたします。協議会終了までの間は暫時休憩といたしますので、午後の再開時間は未定となります。協議会終了までの間、暫時休憩を行います。

以上です。

(午前 11時57分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

議長(新井 明君) 議員の皆様には、突然の議員協議会の開催となりましたが、ご協力ありがとうございました。

議案第14号 平成20年度一般会計補正予算(第5号)については、議案の説明がありましたので、これより質疑に入ります。

12番、瀧口義雄君。

12番(瀧口義雄君) 12番、瀧口義雄です。

会議中の大変貴重な時間をいただきまして、議員協議会を開催させていただきまして、ありがとうございます。

今回、国の第二次補正予算の成立を受け、地域活性化・生活対策交付金による町の活性化のための事業展開の必要性については、充分理解しております。そして、この大変厳しい財政状況の中において、5,700万円という大変貴重な財源が国の補正により確保されたということは、大変結構なことだと思っております。

それでは、今、御宿町において何が必要で、どのようなことが緊急の課題なのかということが、この補正予算の中にどう盛り込まれておるかということは、この私たち議会で審議する話だと思っております。

そういう中で、町長の言われる協働の町づくりを提唱している中において、住民や議会、それをどう声を確認していったのかと。それが全く見えない状況の中で、今回こういう緊急の議員協議会を開催させてもらったわけなんですけれども、大変時間がせば詰まった中での予算計上ということは、充分承知しております。そういう中で、この定額給付金も入っています。子育て支援の特別手当も入っております。町民の福利厚生に対しては、大変有意義な予算だと思っておりますけれども、こういう形の予算審議を、今後とも町長やっていく気なのか。緊急と言いつつも。約3カ月も時間があつたと。全くなくて、何がどうだったのか、突然出てきたものを、これを頼んでくださいと言われても、特別給付はあると言いつつも、なかなか諾しがたいものがあると。町民も5,700万円あると。じゃ、国へ連携があつたのかと。あるいは

関係団体で、そういう相談があったのかと。そういう中で、皆さんの衆知を結集した中で、予算ができていくのではないかなと。町長が思っていることは、その予算であったら、それはそれで町長の考えでいいかもしれないけれども、そういう状態の町ではないと思います。そういう中で、今後の方針についてお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、ご指摘になりましたことに関しまして、貴重な時間割いていただきまして、ご協議いただきまして、ありがとうございます。

この臨時交付金事業等につきましては、1月の全員協議会で、概略についての説明をさせていただきましたが、詳細な説明がなされていなかった。同時に配慮が足らなかったということについて、おわび申し上げさせていただきたいと思います。今後このようなことのないように、事務を進めるよう、指示していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） ぜひともそうして、ともにいい予算でいい町づくりをしていきたいと思っています。

そうしましたら、議案について二、三質問したいと思っています。

まず、繰越明許ですね。この5,700万円の算出根拠ですね。例えば岩和田小学校耐震、これ148万6,000円まで入っています。そういう中で、これは役場の職員自体で計算したとか、あるいは業者に依頼したとか、業者と相談したとか、これ全項目です。それと、いつごろ入札予定なのか。これ全項目です。それと、いつごろまでにこの工事を完工するのかと。それともう一つは、入札の方法ですね。あと公開性をどう保つのか。その4点。

それともう一つ、19ページ、定額給付なんですからけれども、企画課長、これ吹っ飛ばして説明しなかったんですけれども、時間外勤務手当200万4,000円。あと休日勤務手当24万7,000円、管理職特別勤務手当22万2,000円。僕はこれは大変いいことだと思っているんですよ。やっぱり働いた人には、それなりの報酬を払うと。ぜひこの形が今後とも継続されていくことを願ってこう出したんだと思っています。棚ぼたがあったから、みんな食ってしまえとかいう話ではなくて、やっぱり職員には、正当な労働には正当な報酬を払うという形の第一歩だと思って、大変評価しております。その辺の考えは、総務課長に聞きたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 各担当課長ごとに答えさせていただいてよろしいですか。

私の企画財政課の担当のほうで、1番、岩和田小学校の特別教室の耐震調査、これにつま

しての額は職員のほうで見積もりました。時期的には予算とれまして早目に契約。これは職員
のほうで積算いたしました。業者は使っておりません。時期的には予算……、そうですね、は
い、早目に契約したいと思います。4月中に契約したいというふうに考えております。

それと、御宿台の緑道については、これについては一応、業者見積もりをとっております。
これについても4月中に契約して実施したいというふうに考えております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 先ほど、資料の2番目になりますけれども、庁舎正面玄関自動
ドア整備事業につきましては、役場庁舎の既存の自動ドアのメーカーの見積もりを参考に設計
をしてございます。トイレについては、2階からということで見込んでおります。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、6番の観光サインにつきましては、これは全く
御宿町の業者さんでない方をお願いした中で、ある程度やはり参考見積もりをお願いしたとこ
ろです。

2点目の公衆トイレについては、やはり過去の例をもとにしまして、ある程度町のほうで計
算した形です。

次の9番につきましては、先ほど写真をお見せしたとおり近隣に設置してある他の例をもと
にしまして、それを参考にさせていただきながら、見積もりをつくらせていただきました。

なお、メキシコ公園記念塔につきましては、自然公園法の特別2種区域でございますので、
これから県のほうとの協議が多分3カ月ほど必要だということで、それとあわせて変更しなが
ら、事業のほうを計画させていただくものでございます。

入札の時期は一応4月から。トイレについては6月近くになると仮定しています。また、記
念館のほうにつきましては、4月に今年度の予算が通りました際、指名競争入札のほうで検討
させていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 公民館の耐震診断ですが、これにつきましては、企画課との
連携をとった中で実施したいと思っております。

それと、大ホールの舞台設備、また音響備品等につきましては、これは業者から見積もりを
とっております。

それと、資料館のトイレ、それから海洋センターのスロープ、トイレにつきましても、業者
からの見積もりをとっております。

運動機材整備ですが、これについては、スポーツカタログの中から必要なものを抜き出して、業者からどの程度の値引きになるのかの見積書をとっています。

以上です。

(発言する者あり)

教育課長(田中とよ子君) 13の上陸記念碑ですか。これにつきましても、石材店からの見積書をとっております。

施工期間ですが、大ホールの備品等については、これ予算追加しない。すぐに発注して対応を図りたいと思います。それと運動機材も同様です。

舞台設置設備。これにつきましては、年度が明けての対応になるというふうに考えています。

それと、トイレ、スロープの関係につきましても、今、スロープにつきましては、海洋センターの左側を検討していますが、あそこに花壇等がありますので、その撤去等をどのようにしたらいいのか。そういった検討を進めてからということになります。

トイレ化につきましては、施設での事業の関係から実施時期の検討を図りたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長(新井 明君) 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 民生費の社会福祉費の2件の繰越明許につきましてですけれども、積算にあたっては、業者の見積もりと聞き取り等で計上した次第でございます。

契約の時期については、手続等もありますので、4月に入ってくるのではないかと考えます。

契約の方法ですけれども、バリアフリーについては指名競争入札で、車いす搭載については、複数の車のメーカーからの見積もりによって執行したいと考えております。

議長(新井 明君) 総務課長。

総務課長(氏原憲二君) 今後に向けてのご質問でありますけれども、時間外手当等につきましては、各課の適正なる要求をしていただくように指示をしているところではございます。よろしくお願いいいたします。

議長(新井 明君) 12番、瀧口義雄君。

12番(瀧口義雄君) 6ページ。御宿台緑道階段手すりの338万円ですけれども、これは連絡調整会議のほうから要請があったと。私も住んでいる手前、あそこは大変急勾配だと承知しております。そういう中で、きのう今日急勾配になったわけではないんですよ。最初から急勾配なんです。これ移管するときに、開発業者と移管手続上のときのミスがあったわけなんですよね。階段に手すり。これは当たり前の話ですよ。当たり前のものが、移管のときに行政側

は受けていたんですけれども、僕も何回かあそこは歩いたことがありますよ。大変急勾配で、もうあそこは歩かないことにしています。

そういう中で、開発業者はいろいろと不備があったら相談に乗ると。応分の負担をするということは、いろいろと協議の場でも言っております。これ今日来たんですか。

それと、これはもろの値段で出ているわけです。もう町がやったんだということで。今後協議に応じないよ。土砂崩れの時も、樹木の伐採の時も、草刈りだって、当然1,800万円負担しているという中で、住民の規約でも、応分の管理費から負担をしていいという規約があるんですけれども、協議しましたか。それが1点。

それと、あと答えがなかったのは、入札の透明性、どう確保するかという形の中で、僕はこれは、入札見積もりを聞いた業者から、それを参加させるのは、大変不見識だと思う。それはこの業界ではちゃんぼんになってしまいますからね。そんなのは当然外すべきだと思う。聞いたらその人が、私の権利だと言うのは決まっているじゃないですか。それが今まで不透明な流れがあって、それを今度、情報公開の中で、あるいは適正な価格の中で入札やっていくという。ただ、聞いた業者には、それは入札は辞退してもらおうと、指名に入れないと。そうしなかったら、じゃ、何でその業者に聞いたんだということが問われるよ。その人は入って、その人がとると。それは今までの流れとね、癒着、密着と何も変わらない。それは変えてもらわなくては。だから、今言った質問の業者はそこは外してもらわなければならない。外さなければそのまま全部入ってくる。あとは前のそこの人たちが入っていれば、これはおれが前やったもので、あともという中で手をつけてくる。ね、そういう中で、議会というところと、地域活性化のためだなど、そういうものの配慮があって、新しい形の入札方法を検討していかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。この2点。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 1点目の手すりの件ですが、これについては、3者協議の中で西武と町のほうで協議しております。今、これについては、町のほうに要望になっております。今、西武と協議の中は、いわゆる開発業者とは、これについて、3者の中で協議しておりますが、今、開発業者との協議の中で、町が進んでいるのは、周りの山の木の伐採等の負担については協議しておりますが、これについては協議しておりません。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） だからね、急ぎ働きだと言うんですよ。協議して予算を持ってくるんですよ。338万円の半分でもね、3分の1でもね持っていただくという形をなぜ協議しな

いんですか。議会にも協議しない。ね、地元にも協議しない。相手は受ける用意があると言っているんですよ。協議したらいい。ここに何万円って出してきている。町の一般財源だって1割使っている。棚ぼただからってね、そんなに粗っぱしい話はないでしょうよ。やっぱり十分に精査すると、相手と協議すると。330万円の半分でもうちが150万円ですよ。150万円稼ぐといたらね普通1割ですよ。これ1,500万円をもうけなければ150万円もうからない。それ税金で出すといたらね、幾ら商人が稼いだって、150万円の税金払えるんですか。やっぱり払う人の身になって執行していかなければ。来たからね、ぼたもちだって、みんな食ってしまうわけにいかないでしょう。やっぱりどうやって節減して、より多くの事業ができるのかと。だから狭い中でやっていれば、そういう考えしかてきないんですよ。みんなと協議すれば、3人寄ればという話もあるでしょう。だからこれ協議してくださいよ。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今後協議したいと思います。

議長（新井 明君） 12番、瀧口義雄君。

12番（瀧口義雄君） いや、さっきも言っているから。もう1点言っているんですよ。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 当然のことながら発注にあたっては、指名審査委員会等での疑義が生じないように進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 2番、白鳥でございます。

繰越明許費の中から2点お聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

2点あるんですが、1点ずつ、わからなくなってしまうといけないので、お答えいただきたいと思います。

まず、メキシコ塔公園トイレ。この改築事業として3,000万円計上されています。これとともに、今年の2月に中央海岸公衆トイレの改修に関する要望書というのが、中央売店組合のほうから出されていると思いますが、まず石田町長、この要望書に関してはご存知でしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） はい、存じています。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

町長は町をきれいにするという観点から、トイレ美化に対して非常に関心が高いと思ってお

ります。

まずお聞きしたいんですが、メキシコの400周年事業があるとはいえ、利用頻度という点からお聞きしたいんですけれども、まず、メキシコの公衆トイレ。1日の利用頻度と、中央海岸の公衆トイレ、こちらの利用頻度、どのぐらいなのでしょう。お答えいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 中央のトイレにつきましては、資料がございませんが、メキシコ塔の利用率につきましては、くみ取りのリッター数からちょっと割り出したんですけれども、平成18年度で約年間2,700リットルぐらい。大体1人当たりの使用量、いろんな過去のデータ数値を見ますと、大体100から300ミリリットルということでございます。逆に100ミリリットルで計算しますと、約2万7,000人。1日あたりで約73名程度という推測で今思っております。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

中央のほうの利用頻度はわからないということですが、一夏に来る観光客の数、これは何人なのでしょう。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 詳しいデータを持っておりませんが、約30万人弱ということだと思います。これは浜、岩和田、この中央を合わせたの数字だということでございます。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 明確な、詳細な数字は出ませんでした。利用状況としては、明らかに中央海岸の公衆トイレのほうが多いのではないかと思われませんが、今回、地域活性化事業の5,700万円の中の3,000万円。これはかなりの額だと思うんですが、これは中央の海岸の公衆トイレ、かなりの方があそこの状態をご存知だと思いますし、改善の余地があるのではないかというのは、前々から言われていたことではありますが、検討の結果、メキシコ公園トイレになった経緯についてお答えいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 先ほど事業内容のほうでもご説明しましたが、やはり今回、町のシンボルでありますメキシコ公園という一つの中でできれば、今回いろんな方たちがお見えになることも想定されますので、また400周年事業ともあわせ、また、福祉のバリアフリー

化を含めまして、検討させていただいております。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） メキシコ公園トイレ3,000万円。これは新築として、今、バリアフリーということも言われていましたが、これは新築ではなくて改修として、例えば水洗を入れたりとか、ペンキを塗ったりとか、そういうような対応は考えられたんでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） トイレの水洗化に伴いましての費用が、ろ過槽を含めまして、周りの老朽化した部分の塗装、あるいは屋根の張りかえなどを含めまして、大体1,600万円ほどの見積もりでございました。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 改修した場合に1,600万円。新築で3,000万円。その費用対効果を考えると、3,000万円ということで、今回この3,000万円の事業を実施するということですか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） やはり今現在、位置的にも非常に、駐車場の切り返しの非常に難しいところにもございます。ですから、できれば、今後車の出入りのしやすい、また管理のしやすい位置に、検討させていただきたいと思います。

2番（白鳥時忠君） はい、わかりました。

本当自分も思いますけれども、あの上がり口のところに、今のトイレありますので、場所も含めた検討をしていただければと思います。

次に、観光サインの看板設置事業。この1,000万円についてお聞きします。

この1,000万円を使った予算なんですけど、これは何カ所でどういった計上になるのか、お答えください。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、記念塔の公園のほうの史実の看板、これが日本語・スペイン語で今現在、2カ所ございます。これは既に昭和53年作成した看板でございまして、書いてある内容が非常に風化し老朽化が激しく、見えない状態が一部ありますので、その設置替があります。

それとデザインパネル型といいまして、駅前等にありますが、地図の入った看板が町全体で7カ所ございます。これが材質等の老朽化が進みマップが剥離したり案内看板としての機能をはたさない状態ですので、町内の看板は目立つ場所に設置されており、地図は張替可能方法、イ

ベント情報等も掲載できる多機能看板を検討しているところです。

また、ミニマップ型案内看板ということで、10カ所設置されており、駅から行って新町の交差点に1カ所あります。それが非常に老朽化し、地図内容も含めて、木材等の枠が壊れていたり、そういうことがございますので、その10カ所をご提案をさせていただいているものでございます。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

修繕について、17カ所でしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、記念塔の史実看板2カ所。デザインパネル型が7カ所、ミニマップ型が10カ所、19カ所ですね。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

この19カ所を修繕するわけですが、今回修繕するにあたって、掲示の形、変わると思うんですけども、今後19カ所以外の場所、これはこの19カ所のものと統一したものを持っていくのか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今回の看板につきましては、基本的には枠が入ったものを中心にしています。今後検討していく上での情報看板につきましては、誘導看板という位置づけだと思っています。ですから、これにつきましては、また見やすい方法等を、やはり景観に配慮した基本的な考えの中で進めていきたいと考えています。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

私も景観に配慮した、それで統一性のあるものをおもっております。大きい看板にしても、小さい看板にしても、乱立するのはすごい汚らしいですし、例えば民間、私も事業をやっていますが、民間会社の店の看板であったり、そういうものまで協力して統一していただく、こういうことも可能だと思っておりますので、ぜひともその点に注意して事業を行っていただきたいと思っております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 地域活性化・生活対策臨時交付金について、幾つかお伺いをいたし

ます。

一つは、今回多額の繰越明許ということになるかと思いますが、まずこういった例があるかどうかということですね、それについてお伺いをしたいと思います。

それで、この交付金の扱いでありますけれども、今、前段者から幾つか質問が出ておりますけれども、観光サイン看板設置事業、それからメキシコ公園トイレ改築事業ということで、この二つがかなりの金額になっておるといふふうに思うんですね。この二つで何割を占めるんでしょうか。総額幾らで、何割を占めるんでしょうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの質疑の中で、ちょっと腑に落ちなかった点がございます。先ほど質疑の中で、たしか公民館大ホール音響備品整備事業につきましては、当年度内のうちに執行したいというようなご説明があったわけですが、そうしますと、この繰越明許、この40万1,000円というのは、どのように考えたらよろしいのでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、ちょっと質問前後して申しわけないんですけども、今回のこの地域活性化・生活対策臨時交付金事業というのは、事業数ですね。総額というのはこの前からも何回か説明いただいております。その限度内を若干超える額での事業化をされたということで、先ほども冒頭説明もいただいたかというふうに思うんですけども、それでは、事業本数ですね。この制限というのが、今度の交付金の中であるのかどうか。例えばもう最大20本までですよ。それとも幾らでも結構ですよ。私はたしか、これはたくさん事業化してほしいと。この交付金の趣旨に資する内容にしてほしいというような内容で、政府は言っていたんじゃないかなというふうに理解するわけでありまして、先ほどの説明の中では、今回の交付金事業というのは、御宿町において、今回は15本だということなんでしょうか。

それから、これまで御宿町では、ゼロ予算というような考え方。特に前町長はされておったかと思えます。また、今までも説明があったかと思えますけれども、協働の町づくりというような内容で、これは先般の私の一般質問についても、これは町長は大変大事な考え方だということで、ご賛同いただいた、答弁もいただいたところでもあるわけでありまして、そうした中で、今回のこの事業、確かにこう緊急ではあるというわけでありまして、やはりこの事業の組み方、当初、一番最初に登壇の議員に対しまして、町長は今後このようなことがないようにしたいということで、弁を申されておったわけでもありますけれども、そういう立場の中からは、これが本当にそういうものなのかどうかと。例えば今、前段者から質問あった看板ですね。これ1,000万円ですか、事業費が。ですね。これまでは、例えばタウンブルー

とかというのも、たしかあれは現物、ほとんど原材料費程度のもので、創意工夫の中で、ほとんどゼロ予算的に看板をつくってきたということというような考えというのは、要するに金額の多寡じゃないんですね。多い、少ないじゃなくて。そうしたら、もっともっとうろんなことができるのではないかと思うんですね。町長から若干の説明も、具体的な説明もいただいたわけでありまして、これも既存の看板をほとんど更新というような内容ですかね。町長は全町公園化構想ということでは言っているわけですよ、当初から。ですから、そういう中においては、もっともっとうろんなものが、例えばこんなに金額を使うのができるんじゃないかなというふうにも思うわけでありまして。ですから、これまでの本当にゼロ予算、簡単に言いますともったいない精神からできたんだと思うんですね。さまざまなご協力をいただいた内容につきまして、さまざまな事業をしてきたわけですが、そうした職員の皆さん、そして町民の皆さんのご労苦、そういうものを私は、先日御宿台の草刈りの件で質疑がありましたけれども、私は逆なでするような内容になるんじゃないかな。そういう懸念があるんじゃないかなというふうに心配するわけです。ですからこの点で、じゃ、本当にこの地域活性化・生活対策臨時交付金のそういう趣旨に資する内容になっているのかという精査については、いま一度ここで説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今回、明許繰り越しの例があるかという点でご質問ですが、定額給付金の事業を含めて、3月の末にこの額、また地域活性化・生活対策臨時交付金事業が重なりましたが、御宿町議会の中でも、これほどの予算規模でこういうことをした例というのはなかったのではないかとこのように思っています。比較的に大きいということはそれとおりです。

それともう1点、本数の制限があるのかというご質問ですが、本数の制限についてはございません。

本来ですと、交付金の流用の自由度を確保するために、なるべく多くの複数の事業をという指導があります。

それと、トイレ、サインの額のおよその額、合わせた額における6,276万6,000円。これは一般会計を含めての額でございますが、占める割合については63%であります。トイレとサインの額は53%を占めております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今回、趣旨としまして、この今期事業の中に、地域活性化

の事業では、歴史に基づく地域観光の一つの活性化というのと、あとバリアフリー、耐震、安心・安全のモデル都市と、あとは通信の面でブロードバンドがございましたが、庁舎内の調整の中で、バリアフリーと耐震とそれと観光振興、地域活性化ということで、事業のほうを見ております。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） ゼロ予算事業で看板等、周知看板につきましては、今まで継続してつくってございましたが、今後も課としては、ゼロ予算事業の中で、周知看板等につきましては、引き続き作成していく予定では考えております。

また、議員のご指摘のとおり、御宿町全体としては、やはり今後検討していく必要があるかと思いますが、たまたま、観光施設が海岸部に集約されている関係で、このような形で予算化されております。今後、ほかの地区につきましても、先に行いました美の里づくり懇談会などの参考例を参考にしながら、事業をできるものにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 先ほど音響備品等について、今年度中にといいお話ししましたが、今年度中にも事務を進めたいということで申し上げました。多分、この議会が終わった後、すぐに事務手続をとっても、20年度中の対応は無理だと思います。そういったことで申し上げたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 今から再度お伺いいたしますが、今回のこの地域活性化・生活対策臨時交付金の事業化にあたって、先ほど1回目の質問で私が申し上げさせていただきました、ゼロ予算、もったいない事業、協働というのは、しんしゃくされなかったのかどうか。それはどのようにこの中にしんしゃくされているのかということについて、再度確認したいと思います。

議長（新井 明君） 答弁を願います。

石田町長。

町長（石田義廣君） この地域活性化・生活対策臨時交付金でございます。いろいろと事業がまたございましたが、この趣旨、目的に沿って、15本の、ここに掲載されています事業に絞らせていただいたと。

サイン計画にいたしましても、やはりサインが町景観に与える影響は非常に大きいと。ご案

内のおり、既存のサインもかなり、何というんですか、破損されたり、あるいは形骸化しております。そういう中で必要だということで、このような事業費を充てさせていただいた。

ゼロ事業に対しましては、ご指摘のご意見、ご指摘の内容については、よくご理解ができませんが、なかなか今回のこのような事業をやるにつけて、今回の事業内容については、やはり経費をかけなければいけないのではないかということで、そのような判断でさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） つまり、ゼロ予算、または協働の町づくりというような観点は入れることができなかったというような内容だというふうに私は理解をいたしました。

次に進みます。

具体的な補正予算の幾つかについてお尋ねいたしますが、17ページ諸収入、有価物売払い料金ということで、463万2,000円あるわけでありましたが、これは年度後半からそういう有価物金額、単価が下がったというような報道もあるわけでありましたが、具体的な内容について説明を受けたいというふうに思います。

それから、20ページであります、民生費で扶助費、ひとり親家庭医療ということでございますが、これは補正であるわけでありまして、これは参考までにお聞かせ願いたいというふうに思いますが、私最近、ひとり親家庭が大変増えているということで、これはやはりひとつ、今後不安なことを感じているわけでありまして、ちなみに本町では何人というんでしょうね、何世帯と申しましょうか。こういう方々を、今後やっぱり町としても支えていく必要があるかというふうに思うんですが、それについての考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、次に23ページであります、衛生費、環境衛生費ということで、これは先ほど環境整備員ということで、ビーチクリーナー等の修繕のための賃金の削減だというようなお話も伺ったわけでありまして、ここでちょっと、この環境整備について、関連も含めまして、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、一つは、この間たしか、聞くところによりますと、町内におきまして、環境浄化プロジェクトというんですか。よくわからないんですけども、そういうものを設けて、環境浄化に当たられているというようなことを小耳に聞くわけでありまして、これは具体的にどういう内容で、この間どういう事務をやられていたのか。構成事業内容ですね。趣旨、そしてその効果。もしそういうのがやられているとすれば、私、確認していないんですけども、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、同じ内容なんですけれども、これは環境衛生費か土木費か、ちょっとわからないんですけれども、おんじゅくお知らせ版、平成21年3月10日、ナンバー524号ということでありますので、多分一番新しいお知らせ版だろうと思うんですね。ここにこういうことが書いてあるので、ちょっと町長にお尋ねをしたいと思うんです。右手の2段目です。ちょっと時間とらせていただいて、読まさせていただきます。

道路沿いの枝切りをお願いについて。町では、協働の町づくりとして、住民の皆様と協働して、道路環境を整備していきたいと考えています。春になり、木々が生い茂り、木の枝が道路にはみ出すと、通行の安全に支障を来すおそれがあり、特に歩行者通行の妨げになる場合があります。所有される土地から枝が道路上に出ている場合は、伐採するなどのご協力をお願いします。これは建設環境課、建設水道課ということでお問い合わせがなっているわけでありますけれども。

先ほどからずっと私は同じ質問をしているわけでありますけれども、このどこが協働の町づくりなんでしょうか。これ町長にお伺いしたいと思うんです。こちらがちょっとあれしますと、普通この最初の2段、協働の町づくりの説明なしに、「春になり、木々が生い茂り、ぜひ伐採のご協力をお願いします」と。これなら私わかるんです。「協働の町づくりで」と書いてあるでしょう。であるならば、じゃ、その切った枝は、例えば1メートル未満にすれば、清掃センターで焼却が可能だと。美化センターでしたっけ。ステーションでしたっけ。そこに1メートル以下に切ってお出してくださいと。

また例えば、我々区域の中では、共同でこういう道路作業をする場合、たくさんございます。そういうときに、そういう共同でやった仕事については、多量なそういう草とか枝等が出ると思いますから、その場合は町にご相談くださいというのが、協働の町づくりということじゃないんですか。これはじゃ、こうやって、ある近隣の町でも、大きい自治体では、そういう場合には、枝を切る場合は、例えば「高齢者が大変増えてきましたから、簡単な枝切りの機械がありますから、それをお貸ししますよ」と。また、木や枝を細かくして、小さいゴミ袋ですね。そういうふうに出すようにする、そういう機械もお貸ししますよと。そのかわり枝切りは自分たちでやってくださいと。これ協働の町の中身が何も書いていないんじゃないですか。これが町長の言う協働の町づくりでよろしいんでしょうかというのが、私町長にお聞きしたいんです。こういうことが協働の町づくりということで、町長は認識されているのかということを確認したいと思うんです。

それから、じん芥処理費でリサイクル活動補助ということで、これは2団体増えたというこ

とでご説明があったわけでありますが、これはこれまでも、さまざまな区や団体に対する補助事業ということで、その団体が行うものについては、何といたしまして、その収益というものは、その団体に還元をするということで、この間御宿町独自の制度となってきたわけで、それが増えたというふうに思うんですけれども、これは今後ともそういう形で増やしていくということによろしいのでしょうか。

それから、この6万3,000円ということでありましてけれども、これは補助金でありますけれども、これの具体的な量ですね。どの程度の成果が上がったのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、最後に基金の関係であります。教育費として3,000万円ですか。それから財調としてたしか2,000万円だったと思います。5,000万円の今回、最終補正になるかちょっとわからないんですけれども、3月段階の補正においての基金積み増しがあると、5,000万円ですね。これは町長、先般の議会で、大変こう財政が厳しいというご説明をいただいたわけでありましてけれども、私はこの段階においても、5,000万円の基金積み増しができましたというふうに理解するわけですが、これについて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 初めに、有価物の回収ということですが、具体的な内容ということで、当初予算に組みました新聞、雑誌等々の単価が、去年はね上がりまして、例えば一つの例をとりますと、新聞類については、今までキロ当たり13.3円だったものが、21円になったということです。あと大きなものでは、段ボールですね。10円30銭だったものが21円50銭になり、また缶類につきましては、62円40銭が79円に。鉄くず類については、23円が38円というように、有価物の回収料金が上がったということでございます。

ちなみに、全体的な合計のトン数にするということですが、例をとると、平成18年、19年が約430トン程度ということで、20年度につきましては、2月末現在で353トンということです。またもう一月ありますので、大体例年どおりのトン数にはなるかなということでございます。

その次に、町内の環境浄化プロジェクトの内容、町長のほうから私が伺っておりますので、説明させていただきます。

基本的には毎週月曜日と金曜日、午後から、環境整備員、現在3人おります、それと総務課から1人、産業観光課から1人、建設環境から2人と、それに町長を含めまして、また将来的には、町内のボランティアの方々も参加をいただいて、月曜日、金曜日の午後から、町内の環

境浄化に係る作業をしていく。具体的にはトイレの清掃、あるいは道路の草刈り、枝切り。そういうもの等々、それも一つの例ということでございます。

また、お知らせ版の関係ですけれども、町長にということだったんですが、事務的な話の中で私のほうからちょっと言わせていただきますと、協働の町づくり、もちろんそのとおりで基本ではございます。そういう中で、個人の管理するものについては、基本的には個人でしっかりと管理していただく。そうすることによって、交通の支障にもならないし、周りの人たちにも被害が及ばないという趣旨のもとに、そういう文書を出したわけでございます。

それと次に、リサイクルの活動補助ということでございますが、4団体がリサイクルの補助ということで参加をいただいております。今年の20年度につきましては、基本的には2カ所の団体が増えているということで、重量からいったら、93トンぐらいの量が今年集まっているということです。前年に比べまして、前年だと57トンということなんで、約30トン弱量が増えているということでございます。

また、今後増やしていくのかということでございますけれども、一例を申しますと、六軒町区がやりたいというお話は現在伺っております。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 民生費のひとり親家庭というご質問でございますけれども、世帯では54世帯が該当になりまして、人数ですと157人ほどが対象になっています。このひとり親家庭というのは、男でも女でも対象で、親に対しての医療を助成するという制度でございます。町としてもこの制度は、これは県の2分の1で、町が選ばなければ、この制度はないわけですので、町としてもこの制度は引き続き制度を対象としていきたいと思っております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今回補正で財調2,000万円、学校建設基金に3,000万円、合わせて5,000万円積み立てをしております。体育館については公債費のピークから23年度以降ということはお約束してありますし、今後、耐震調査が終わった後の具体的な公共施設の耐震化、また中山間地整備事業等、かなり抱えておりますので、その中で、歳入についてはまだ増加は大幅な見込みは見込めないという状況もありますので、その辺のときにそういう今年度のわっとした財政をしないということでそうさせていただきます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

これにより4時まで休憩といたします。

(午後 3時49分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時06分)

議長(新井 明君) 議案第15号 平成21年度御宿町水道事業会計予算から議案第20号 平成21年度御宿町一般会計予算までは、議案の説明を求め、質疑、討論、採決は19日といたします。

議案第15号の上程、説明

議長(新井 明君) 日程第15、議案第15号 平成21年度御宿町水道事業会計予算についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長(米本清司君) それでは、会計予算案の1ページ、お願いいたします。

第2条の業務の予定量から説明をいたします。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年実績をもとに、過去3年間の平均伸び率と前年度戸当たり有収水量を勘案し、給水戸数3,680戸、年間総給水量90万8,960立方メートルとさせていただきます。

年間総受水量は、南房総広域水道企業団との協定に基づき28万320立方、1日平均受水量を768立方メートル、1日の平均給水量は2,490立方メートルとさせていただきます。

また、主要な建設改良事業としまして、浄水場機器改良事業としまして、210万1,000円、配水施設改良事業1,781万7,000円を計上しました。

第3条の収益的収入及び支出と、2ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書にて説明をさせていただきます。

第5条、予定支出の各項経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と決めました。

3ページの第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,950万5,000円、交際費2万円と決めました。

第7条の他会計からの補助金額は1,500万円としました。

水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を促進することを目的としており、市町村の補助金額をもとに、県の補助金も増額されますので、前年度に引き続き500万円増額をしていただきました。このことにより、収益的収入及び支出の営業外収益の県補助金も約500万円程度増額計上し、より一層の経営改善を図ることとしました。

次に、8ページの事項別明細書の収益的収入及び支出を説明いたします。

水道事業収益を2億4,765万4,000円とし、前年度より10万6,000円の増を見込みました。

営業収益2億3,865万2,000円の内訳といたしまして、給水収益2億3,847万2,000円。その他の営業収益は、指定工事店登録手数料、改正手数料として18万円を計上しました。

営業外収益は2,978万7,000円とし、前年度より7万1,000円の減額となり、この減額は、預金利息の利率の減が要因でございます。

9ページの水道事業費用は、2億5,821万6,000円とし、前年度より3,226万8,000円の減。営業費用2億4,767万4,000円。内訳といたしまして、原水及び浄水費1億3,033万円。主な事業といたしましては、修繕費の浄水場機器修理が202万3,000円、委託料の浄水場等の管理運転、水質検査料1,471万3,000円。受水費1億111万円は、南房総広域水道企業団への受水費であります。

10ページの配水及び給水費2,206万7,000円は、人件費1,117万8,000円、物件費1,088万9,000円です。

物件費の主な内容は、修繕費の547万9,000円。鉛管取りかえ、漏水修理等の費用を計上しました。委託料326万6,000円は、量水器の取りかえと配水管の洗浄委託費であります。

11ページになりますが、総係費1,822万8,000円の内訳は、人件費832万7,000円、物件費990万1,000円で、物件費の主な内容は、使用料及び賃借料の電算リース料435万8,000円。委託料414万8,000円は、メーター器の検針委託料でございます。

12ページになりますが、減価償却費7,702万8,000円。内訳は説明欄に記載のとおりでござい

ます。

資産減耗費は、改修工事等に係る有形固定資産の除却損、または廃棄損が発生した場合の科目の設定でございます。

営業外費用1,026万2,000円は、支払利息と消費税及び地方消費税、特別損失の過年度損益修正損10万円、予備費20万円です。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入は493万6,000円。うち納付金が493万5,000円で、新規加入分を計上しました。

以下、開発負担金は科目の設定でございます。

次に、14ページの資本的支出ですが、8,172万5,000円。内訳としまして、建設改良費1,991万8,000円。主な内容は、原水及び浄水費の工事請負費210万円。3号ろ過池水位計の改修と配水及び給水費1,747万2,000円の配水池発電機の工事等でございます。

企業債償還金は、繰上償還金を含めまして、6,180万7,000円です。

それでは、2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入に対する資本的支出の差し引きの不足額7,678万9,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金にて補てんさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議案第16号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第16、議案第16号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第16号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

予算概要の1ページをお願いいたします。

平成19年度の全国の国民健康保険の財政状況は、保険税で、収納状況は90.49%で、対前年度比0.09ポイントの増になり、3年連続の収納率の上昇となっています。

しかし、収支の状況を見ますと、全国の71.1%の団体で単年度収支が赤字となっています。対前年度比で見ますと、18.8ポイント増加しております。18年度は回復傾向であったものが、19年度は一転して一気に急降下している状況となっています。

当町の単年度収支は、4,913万6,000円の黒字となっておりますが、実質単年度収支では、3,388万2,000円の赤字となっております。この要因は、高額療養費に対する共同事業拠出金の増加及び国庫負担金の精算によるものです。平成20年度に老人保健法が改正され、特定健診、特定保健指導が始まりました。生活習慣病によって引き起こされる重大な疾病を抑制できるよう、保健事業に努めていきたいと考えております。

平成21年度の予算編成は、必要最低限の歳出と、それに充てる財源として歳入を見込みました。国保会計は、保険給付費などの必要経費に対して、国・県の負担や繰入金等を財源として充てるほか、不足分は保険税により財源措置をすることになります。

以上のとおり、財政状況は厳しいですが、保健事業の強化を図るとともに広報等を活用し、医療費の抑制に努めるほか、収納率の向上と、給付と負担のバランスを保ち、健全な財政運営ができるよう努力していきたいと考えております。

予算概要については、4ページの表により説明いたします。

予算総額を10億1,491万円を計上いたしました。対前年度0.4%の減となっております。減額の理由は、歳出の総務費で、法改正によるコンピューターシステム開発の終了、老人保健拠出金から後期高齢者支援金への移行等の介護納付金の減が主な要因です。

予算構成については、歳入で保険税が28.4%、国庫支出金は18.3%、前期高齢者交付金は25.4%が大きく占めています。

歳出については、保険給付費で63.2%、後期高齢者支援金で14.1%、共同事業拠出金13.9%が主です。

加入者の推移を6ページの表により説明いたします。

加入者が19年度から20年度に大きく減っているのは、後期高齢者医療制度が始まったための減でございます。一方、真ん中の若人が増えているのは、雇用環境の変化によるものと思われます。

医療費の推移を7ページの表により説明いたします。

一番右のほうに、医療費の推移はほぼ横ばいですが、1人当たりの医療費は、19年度の合計で19万1,550円です。18年度の統計では、千葉県平均が19万6,384円で、県下56の自治体で高い順位から22番目です。一番高い自治体では24万2,066円、一番低い自治体では16万4,006円です。郡内では一番低いです。

続きまして、予算書の説明をいたします。

予算書の事項別明細書の8ページから説明いたします。

歳入を説明いたします。

1 款国民健康保険税の 1 目一般被保険者国民健康保険税 2 億6,441万3,000円。対前年度 1,192万円の減です。現年度課税分で92%を占めています。

2 目退職被保険者等国民健康保険税2,353万2,000円、対前年度367万円の減です。この保険税は、60歳から65歳の厚生年金受給者が納める保険税です。現年度課税で98%を占めています。

2 款使用料及び手数料の 1 目は、保険税の督促手数料として13万円を計上いたしました。

3 款の国庫支出金、1 項国庫補助金の 1 目療養給付費等負担金 1 億5,211万7,000円。対前年度7,141万9,000円の減です。一般被保険者療養給付費等の法定負担分です。

2 目の高額医療費共同事業負担金830万3,000円を計上いたしました。これもやはり法定負担分の 4 分の 1 です。

3 目の特定健康診査等負担金134万3,000円を計上いたしました。特定健診、特定保健指導に係る経費の国補助金でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金2,354万6,000円、対前年度2,527万円の減です。

市町村間の保険税負担能力及び医療の支出の状況の財政力の均衡を調整するための補助金です。

10ページをお願いいたします。

4 款療養給付費等交付金5,234万6,000円、対前年度4,086万1,000円の減です。減額の理由ですが、65歳以上の退職被保険者は一般被保険者となることから、退職医療費が減額することによるものです。

5 款の前期高齢者交付金 2 億5,818万3,000円。対前年度 1 億6,511万6,000円の増です。65歳から74歳までの医療費に対して交付されます。その財源は、各健康保険組合から拠出し合い、財政を運営します。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の合計負担分の 4 分の 1 です。

2 目の特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る経費の県の負担金でございます。合計で964万6,000円、対前年度84万3,000円の増です。

2 項の県補助金、1 目県財政調整交付金2,354万6,000円、対前年度1,590万円の減です。一般被保険者療養給付費等の県法定負担分でございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金は80万円以上の医療費に対して国保連合会より交付される交付金です。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は、30万円以上の医療費に対し、国保連合会より交付される交付金です。

合計1億1,213万9,000円で、対前年度8,065万円の増です。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は3,759万円で、対前年度251万2,000円の減です。詳細については、説明欄のとおりです。

2項基金繰入金、財政調整基金繰入金200万円。対前年度1,300万円の減です。減額の主な要因は、前期高齢者交付金が前年度より多く見込まれるためです。

12ページをお願いいたします。

9款繰越金、療養給付費等交付金繰越金は科目設定です。その他繰越金4,492万3,000円は、対前年度492万4,000円の増です。平成20年度の繰越見込み額となります。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料については、保険税の延滞金を見込み計上しました。

2項雑入、1目から4目までは科目設定です。

5目雑入につきましては、64万8,000円を計上いたしました。これは、特定健康診査、特定保健指導の費用の徴収金でございます。

歳出について説明をいたします。

総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員、臨時職員各1名の人件費及び国保事業に係る費用を計上しています。

2目の連合会負担金は、国保連合会への負担金です。合計1,256万7,000円。対前年度291万4,000円の減です。

14ページをお願いいたします。

2項徴税费、賦課徴収費として34万5,000円を計上しました。

3項運営協議会費は、国保運営協議会の費用を計上いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費5億2,390万円。対前年度988万6,000円の増です。一般被保険者の医療機関に支払う医療費でございます。

2目の退職被保険者等療養給付費4,589万3,000円は、対前年度2,098万5,000円の減です。退職被保険者の医療機関に支払う医療費でございます。

3目一般被保険者療養費706万5,000円、対前年度52万1,000円の減です。一般被保険者の接骨院等に支払う医療費でございます。

4目退職被保険者等療養費は、退職被保険者の接骨院等に支払う医療費です。

審査支払手数料は、国保連合会が医療機関等へ支払うための事務手数料でございます。

2項高額療養費は、一般被保険者や退職被保険者が一定額以上の自己負担を超えた部分を医療機関に給付するものです。

3、4目は科目設定です。

合計5,708万8,000円、対前年度233万円の増です。

3項移送費は、病院から病院への転送のための交通費に対する給付でございます。

16ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費は、出産育児一時金1件38万円で9件分、342万円を計上しました。

5項葬祭諸費は、1件7万円で25件分、175万円を計上しました。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1億4,368万6,000円、対前年度1,797万7,000円の増です。

後期高齢者医療制度設立に伴い、老人保健拠出金のかわりに拠出するもので、後期高齢者医療を実施する千葉県広域連合の会計に拠出するものです。

4款前期高齢者納付金等、1項の前期高齢者納付金等は46万円を計上しました。これは、65歳から74歳までの医療費に対して拠出するもので、支払基金に納めるものです。

5款老人保健医療費拠出金は科目設定です。

6款介護納付金5,856万6,000円、対前年度1,057万7,000円の減です。40歳から60歳までの方が介護保険に納めるもので、支払基金に納付するものです。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目の高額医療費拠出金3,321万2,000円、対前年度比141万1,000円の増です。80万円以上の医療費に対する国保連合会への拠出金です。

2目は科目設定です。

3目保険財政共同安定化事業拠出金1億771万6,000円、対前年度974万4,000円の増です。30万円以上の医療費に対する国保連合会への支出金です。

18ページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費200万円を計上しました。

人間ドックの助成金で1件上限額5万円で40件分を計上しております。

2項特定健康診査等事業費1,185万5,000円で、対前年度400万1,000円の増です。特定健診、特定保健指導の健診関係に伴う事業経費を計上しています。

9款公債費は科目設定です。

10款諸支出金、1項償還金及び還付金は、保険税の還付金で、80万6,000円を計上いたしま

した。

11款予備費につきましては、200万円を計上しました。

以上、歳入歳出予算の総額を10億1,491万円とするものです。

以上で説明を終わります。

議案第17号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第17、議案第17号 平成21年度御宿町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第17号 平成21年度御宿町老人保健特別会計予算について説明いたします。

老人保健特別会計は、平成19年度までに診療を受けたもので、請求漏れや再審査による請求遅れの精算をするものです。

平成22年度をもちまして、会計を閉鎖いたします。

なお、歳入財源については、一たん町一般会計より繰り入れし運営します。22年度精算で国・県より交付を受けます。

予算書の事項別明細書の6ページより説明いたします。

歳入4款繰入金150万円を町一般会計より繰り入れます。

5款繰越金から6款諸収入までは科目設定です。

続きまして、8ページの歳出をお願いいたします。

1款医療諸費、2項医療諸費の1から3目については、それぞれ科目の請求を見込み、135万円を計上いたしました。

2款諸支出金から3款公債費までは、支出を見込んだ科目設定です。

4款予備費につきましては、15万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算総額を150万4,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議案第18号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第18、議案第18号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計

予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第18号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

予算概要書の1ページについて説明いたします。

制度の仕組みですが、県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、財政運営を行います。市町村は、保険料の徴収業務と窓口業務が主でございます。

給付については、各種保険と概ね同じでございます。

医療給付費に要する財源は、公費負担と国民健康保険や社会保険など、現役世代からの支援金と、後期高齢者からの保険料によって賄われます。

制度改正の流れでございますが、保険料については、被用者保険に加入していた75歳以上の方は、保険料を20年度までは保険料の均等割を9割軽減としていたものを、引き続き21年度も継続することになりました。

また、20年度途中で低所得者に対する軽減措置もされました。

医療費負担についてですけれども、被保険者の多くは1割負担ですが、所得の多い方で同一世帯で70歳から74歳の方と暮らしている後期高齢者の方は、2人の合計所得が520万円未満の場合、申請により、3割負担から1割負担となります。

2ページをお願いいたします。

予算編成は、後期高齢者医療の財政運営は、公費5割、各種保険組合4割、加入者が1割の負担で、医療給付費は、千葉県後期高齢者医療広域連合会計で行います。

市町村は保険料の徴収を行うことと、窓口業務が主な業務であります。

予算総額は10億664万7,000円を計上し、対前年度14.8%の減となりました。減額の要因は、保険料の軽減措置が講じられたためです。

予算書を説明いたします。

事項別明細書の6から7ページより説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、加入者が納付する保険料として7,981万円を計上しました。対前年度1,921万7,000円の減です。

2款繰入金、1項一般会計繰入金2,682万7,000円を計上しました。対前年度68万円の増です。事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を計上しました。

3 款は科目設定です。

4 款使用料及び手数料は、督促手数料として5,000円を計上しました。

5 款繰越金は科目の設定です。

8 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費は、電算費の保守やシステム開発委託費として287万2,000円を計上しました。対前年度177万2,000円の減です。

2 項徴収費は、60万5,000円を計上いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として、1 億316万8,000円を計上しました。対前年度比1,660万2,000円の減です。

3 款諸支出金は、保険料還付金の科目設定です。

以上、予算総額を1 億664万7,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで4 時45分まで休憩といたします。

（午後 4 時 3 6 分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 4 7 分）

時間延長の件

議長（新井 明君） お諮りいたします。

間もなく5 時になります。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議ないものと認めます。

本日の会議時間は延長することに決定しました。

議案第19号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第19、議案第19号 平成21年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第19号 平成21年度御宿町介護保険特別会計について説明いたします。

予算の概要について説明いたします。

概要の1ページをお願いいたします。

介護保険制度は平成12年度から始まり、21年度がちょうど10年目を迎えます。21年度より第4期介護保険事業計画が新たにスタートすることになりました。今回の計画の中では、介護従事者の処遇を改善する介護保険報酬を改定に伴い、21年度、22年度の保険料の上昇を抑制するための国の交付金を受けて、保険料に反映することになります。

また、高齢者人口が増加し、認定率の上昇が見込まれたことも含めて、給付費も伸びることを想定した内容となっています。

高齢化も急激に進んでおり、制度発足の12年度は、高齢化率30.5%が21年1月では38.8%となっています。このようなことから、ますますひとり暮らしの高齢者の世帯が増え、家族による介護が困難な状況になってくると考えられます。町としては、「おんじゅく地域包括支援センター」を中心とし、介護、医療、地域の連携をさらに密にし、住みなれた地域での在宅介護を推進していきたいと考えております。

予算編成にあたる基礎的数値について説明いたします。

概要書の12ページをお願いいたします。

資料 被保険者数の推移ですが、制度が発足した平成12年度より、1号被保険者である65歳以上の方は、9年間で1.2倍、約530人が増えておりまして、高齢化率は38.5%です。

次に、資料 要介護認定者の状況でございますが、制度発足当初より2.2倍の214人増えており、高齢者数に対する出現率は12.7%です。

14ページをお願いいたします。

資料 のサービス受給者の数ですが、居宅介護は220人、施設介護は81人です。その費用は、資料 をお願いいたします。居宅介護は3億1,404万2,000円、施設介護は2億5,715万3,000円を見込みました。給付についてはまだ増える傾向にあります。

予算の内容について、予算書の8ページより説明いたします。

歳入ですけれども、1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で、1億1,495万6,000円を計上いたしました。対前年度2,160万7,000円の増

です。保険給付費への充当財源となります。

2 款使用料及び手数料は、督促手数料の計上です。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 1 億329万9,000円は、保険給付に対する法定負担分20%と、施設サービス負担15%分を計上いたしました。

2 項国庫補助金3,615万8,000円は、上記3 事業に対する国からの法定交付金でございます。

4 款支払基金交付金は、1 億8,502万6,000円で、2 号被保険者と言われる40歳から65歳未満の方の保険料で、診療報酬支払基金からの交付金です。

5 款県支出金、1 項県負担金9,396万5,000円は、法定負担分12.5%と、施設サービス負担17.5%分です。

9、10ページの2 項県補助金290万5,000円は、1、2 目に掲げる事業に対する交付金でございます。

6 款繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億538万9,000円は、町一般会計からの保険給付費に対する町の法定負担分です。

介護給付費及び介護予防は、12.5%。包括支援事業は20.25%です。

その他一般会計は、介護保険事業を行うための職員人件費相当分や、一般事務費相当分でございます。

2 項基金繰入金1,022万6,000円は、保険料の余剰金を積み立てた介護給付費等準備基金を繰り入れと、今定例会で議決いただいた「介護従事者処遇改善臨時特例基金」を繰り入れるものです。

7 款繰越金は、16万2,000円を計上しました。

8 款諸収入、1 項雑入は科目設定です。

2 項受託事業収入は、認定調査等受託を見込み、4,000円計上しました。

3 項延滞金、加算金及び過料を見込み、1,000円を計上しました。

12ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,648万7,000円は、担当職員 2 名分の人件費及び一般事務費です。

2 項賦課徴収費77万2,000円は、保険料賦課徴収業務の費用です。

3 項介護認定審査会費は、918万2,000円を計上しました。

1 目の認定調査等費は、申請者の訪問調査費です。

2目の介護認定審査会共同設置負担金は、広域市町村圏事務組合で行っている認定審査会の負担金です。

4項趣旨普及費2万7,000円を計上しました。

14ページをお願いいたします。

5項は運営協議会として6万円を計上しました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費5億7,119万5,000円で、前年度より3,382万1,000円の増です。大きく増額しているのは、新たに介護老人保健施設がオープンしたことと、高齢者人口の急増に伴う入所者数の急増が挙げられます。

給付費の内容は、居宅介護サービス費としてのホームヘルパー派遣や、デイサービス、ショートステイ、及び施設入所の給付に要する費用です。

また、介護のための住宅改修の補助でございます。

2項その他諸費、1目審査支払手数料65万7,000円は、給付に関する支払事務を国保連合会が代行して行っているための手数料です。

3項高額介護サービス等費は、一定の金額以上になった方への補助と、特定入所者介護サービス等費は、低所得者への食費、居住費への補助です。895万2,000円を計上いたしました。

5項特定入所者介護サービス等費は、2,616万2,000円で、前年度より419万3,000円の増です。この給付は、低所得者に対して食費や医療費の一部を補助するものです。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金は、県が設置している基金への拠出金で、25万2,000円を計上しました。

15ページの下段から16ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費979万1,000円は、運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防費などの、現状の生活を維持していくための事業費で、転倒予防や生活機能を維持するための事業を実施します。

2項包括的支援事業・任意事業費は830万1,000円を計上しました。介護予防のための専門職によるケアプラン作成や総合支援、権利擁護としての事業を実施します。任意事業として、家族介護用品の支給や、家族介護への慰労金の支給を行います。

5款諸支出金は、保険料の還付金の計上です。

18ページをお願いいたします。

予備費につきましては、10万円の計上です。

以上、平成21年度御宿町介護保険特別会計の歳入歳出総額を6億5,210万1,000円とさせてい

ただくものです。

以上で説明を終わります。

議案第20号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第20、議案第20号 平成21年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議案第20号 平成21年度御宿町一般会計予算案につきまして、ご説明いたします。

予算書の1ページ並びに予算概要の3ページをごらんください。

予算書の第1条でございますが、平成21年度の御宿町一般会計予算の総額を26億8,500万円と定めることです。前年度に比べ8,500万円の減、率にして3.1%の減となりました。

減少の主な要因につきましては、御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大規模改修工事の完了や、町道0106号線実谷地先道路改良事業の計画が終了したことによるものです。

予算の特徴点といたしましては、中山間地域総合整備事業の開始や、児童医療対策の拡大、さらには月の沙漠通りや公衆トイレの美化推進、小学校教育用パソコンの入れかえのほか、中学校屋内運動場建設に向けた基金の積み立てや、日西墨交流400周年記念関連事業費等が挙げられます。

次に、第2条でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為を定めたところです。内容につきましては、「2表債務負担行為」によりご説明いたしますので、予算書の9ページをお開きください。

債務負担行為を設定する事項は、投票人名簿システム構築作業委託で、期間は平成21年度から平成22年度までの2カ年。限度額を252万円とするものです。内容は、平成22年5月から制度施行予定の国民投票制度に伴う投票人名簿のシステムの構築を行うものであります。

次に、第3条でございますが、地方債に関する規定であり、予算書の10ページ、第3表地方債並びに予算概要14ページ後段、詳細をご覧ください。

地方債は、限度額を1億7,220万円を計画し、借り入れする際の利率を5.0%以内とするものであります。内訳でございますが、漁港整備につきましては、漁村再生計画に基づく岩和田漁港整備事業に充てるもので、市町村負担額に対し、充当率9%。本年度の交付税にて50%の財

政措置があるものであります。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税からの一部振りかえ措置であり、緊急経済対策等により、地方財政計画にて55.3%増が示されたことを踏まえ、1億7,000万円を計画しております。

第4条及び第5条につきましては、地方自治法235条の3第2項による一時借入金の限度額並びに地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による項間の流用ができる場合について定めております。

それでは、歳入歳出予算にかかわる事項別明細につきまして、予算書の14ページからご説明いたします。

初めに、歳入予算ですが、予算概要37ページ、38ページをあわせてお開きください。

1款町税は、9億5,406万円を計上いたしました。歳入全体の35.5%を占めておりますが、前年度に比べますと、5,087万円の減額計上となっております。

各項目ごとの状況でございますが、1項町民税につきましては、景気の低迷や高齢化の進展により、個人、法人ともに総所得が伸び悩んでいることから、平成20年度の決算見込みを勘案して、個人分で1,404万4,000円の減、法人で592万2,000円の減となりました。

2項固定資産税につきましては、家屋の評価替えや新規投資の冷え込みにより、償却資産分で減少して、過去の収納実績等を考慮し、5億5,953万8,000円、前年度に比べ2,287万5,000円の減額となっております。

3項軽自動車税ですが、軽四乗用車の登録台数が年々増加していることを考慮し、前年度に比べ23万5,000円増の1,168万7,000円となりました。

15ページに移りまして、4項たばこ税ですが、たばこの売り上げ本数が年々減少傾向にあり、前年度の実績を考慮した上で、3,350万円を計上。780万2,000円の減少となっております。

5項入湯税は、入湯客1人1日150円が徴収されるということですが、近年の実績を踏まえ、75万円を計上いたしました。

なお、各税目ごとの予算計上における積算の基礎等については、予算概要の4ページから6ページに詳細を記載させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2款地方譲与税から、17ページ8款自動車取得税交付金までは、国税、県税を減少して、国・県の交付基準に従い、市町村に交付されるものですが、地方財政計画や県の推計値をもとに計上しております。それぞれ詳細、積算基礎等については、予算概要の7ページ、8ページにお示しさせていただきました。

続いて9款地方特例交付金ですが、平成21年度から、自動車関係諸税の軽減措置にかかわる減収補てん分が新たに措置されますが、国の出口ベース総額では前年度に比べ2.4%の減となっていることから、平成20年度決算見込み等を考慮した上で、総額550万円を計上いたしました。

18ページに移り、10款地方交付税ですが、普通交付税と特別交付税を合わせまして総額7億6,000万円を計上いたしました。普通交付税については、当初地方財政計画において、出口ベースで3.9%の減が示されておりましたが、緊急経済対策として1兆円が追加されたことから、新たに創設される地域雇用推進費の追加分を考慮し、前年度に比べ3,000万円増の7億3,000万円を計上いたしました。

また、特例交付税では、採択事業をルール算定する頑張る地方応援プログラム分について、上限額の3,000万円を見込んでおります。

なお、普通交付税の詳細な算定基礎につきましては、予算概要の9ページをご参照ください。

次に、11款交通安全対策特別交付金ですが、交通反則金を原資に交付されるものであり、県の推計値に基づき、例年同額の140万円を計上いたしました。

12款負担金及び分担金は、総額で2億5,674万9,000円を計上し、前年度に比べ257万8,000円の減となりました。内訳で見ますと、1款負担金が2億5,162万4,000円で、いすみ市からのごみ処理負担金が約9割を占めております。

19ページに移り、2項分担金は512万5,000円で、岩和田漁港整備並びに中山間地域総合整備事業にかかわる分担金であります。

各項目における内容及び積算の基礎は、予算概要の10ページにお示しいたしました。

13款使用料及び手数料6,051万3,000円を計上いたしました。

1項の使用料につきましては、月の沙漠記念館入館料や、町営プール入場料、公営住宅家賃等で、各施設の利用状況を勘案して、3,849万9,000円を計上いたしました。

20ページに移りまして、2項手数料ですが、窓口手数料やごみ収集手数料で2,201万4,000円です。個別の詳細につきましては、予算概要の10ページから11ページをご参照ください。

次に、14款国庫支出金は、前年度比3,687万2,000円の減の6,306万8,000円を計上いたしました。御宿小学校耐震補強工事の終了及び町道0106号線の計画終了によるものであります。

内訳で見ますと、1項国庫負担金は、児童手当支給や障害福祉等、福祉施策としての教育費にかかわるもので、4,715万5,000円です。

予算書22ページに移りまして、2項国庫補助金は、547万3,000円で、障害者自立支援施策や

合併浄化槽の設置等に係るものであります。

3 項国庫委託金は1,044万円で、衆議院選挙や国民年金事務等に係る国からの委託金であります。

個々の内容や対象経費、補助率等につきましては、予算概要の11ページにお示ししてございます。

続いて、15款県支出金ですが、1億2,343万7,000円を計上いたしました。

1 項県負担金は、国の施策に関連した福祉施策にかかわる県費相当分が主であり、5,898万4,000円です。

24ページ中段から25ページにかけては、2 項県補助金ですが、重度障害者医療補助や、乳幼児医療補助のほか、南房総広域水道企業団出資補助や、岩和田漁港整備にかかわる漁村再生交付金等で4,637万5,000円です。

26ページに移り、3 項県委託金は1,807万8,000円で、県民税取り扱いや、各種統計調査にかかわる事務委託費です。詳細につきましては、予算概要の12ページから13ページをご参照ください。

16款財産収入は、2,407万円で、町有地の貸付金や売払い収入でございます。

17款寄附金2,000円ですが、科目の設定でございます。

18款繰入金、総額80万1,000円を計上。老人保健特別会計からの精算繰り入れ等30万1,000円のほか、28ページに移りまして、活力あるあるさとづくり基金繰り入れで50万円を計上いたしました。寄附者の意向を速やかに政策面でも反映させる趣旨から、日西墨交流400周年記念事業にかかわる財源の一部として効果的な活用を図るものであります。

19款繰越金は、平成20年度からの純繰越金として、決算見込み等を考慮した上で、7,000万円を計上いたしました。

20款諸収入でございますが、総額4,570万円を計上しました。

1 項延滞金加算金及び過料の50万円につきましては、町税の延滞金にかかわるものです。

続いて2 項雑入につきましては、月の沙漠記念館や町営プールの売店売り上げ、広告掲載料や有価物売払い収入、JR返還金が主なもので、4,310万円を計上いたしました。

30ページに移り、3 項受託事業収入の180万円は、保育所管外乳幼児の受託収入にかかわるものであります。

4 項貸付金元利収入の30万円は、平成18年度の七本地区集会所建設基金として貸し付けた実谷からの償還金であります。

21款町債につきましては、1億7,220万円を計上し、内容につきましては、先ほど第3表地方債にてご説明申し上げましたとおりでございます。

以上、歳入合計26億8,500万円となります。

次に、歳出でございますが、予算書の31ページからと、予算概要の39ページ、40ページをご覧ください。

第1款議会費は、6,260万9,000円を計上いたしました。議会運営経費や議員活動経費、議会だより発行経費等にかかわるものです。

議会からのご提案により、平成21年度から政務調査費の見直しがされるなど、運営経費の抑制が図られております。

32ページからの2款総務費につきましては、4億8,500万5,000円を計上し、歳出全体の18.1%を占めました。

1項総務管理費は、4億485万2,000円となり、主な内容は、電算機器の使用料、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、広報紙の発行、町有財産の管理経費、行政区の運営経費や、各種防災対策経費などでございます。

34ページ下段の日西墨交流400周年事業負担金につきましては、記念事業にかかわる各種式典関係経費について計上しております。

35ページ下段の建物解体工事につきましては、旧岩和田小学校校舎の解体にかかわるものがあります。

また、36ページ上段の業務委託費につきましては、日西墨交流400周年記念事業にかかわる記録映像の作成や、大統領歓迎手旗の作成経費等を計上したものであります。

続きまして、37ページから39ページ中段にかけての2項徴税费は、賦課徴収事務にかかわる電算関係経費や、平成19年度から平成21年度までの債務負担行為を設定しております土地評価資料作成、市街地宅地評価業務等の経費を計上しております。前年度に比べ2,049万9,000円の減となっておりますが、税源移譲にかかわる所得変動に対する特例還付の終了等によるものでございます。

3項戸籍住民台帳費は、住民基本台帳ネットワーク事業にかかわる機器使用料や、住民基本台帳カードの作成費等を計上しております。

40ページに移りまして、4項選挙費でございますが、平成21年度中に執行予定の衆議院議員選挙、農業委員会委員選挙の執行経費を計上いたしました。

42ページの5項統計調査費は、農林業センサス、経済センサス、平成22年国勢調査に係る調

査区設定経費等を計上し、また、6項監査委員費は、監査委員報酬並びに事務費でございます。

次に、3款民生費でございますが、全体の21.8%を占めます5億8,504万8,000円を計上いたしました。

1項の社会福祉費は、民生費全体の7割以上を占め、4億3,472万円を計上しております。

主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に加え、精算の残ります老人保健特別会計への繰出金、さらには老人福祉、障害福祉にかかわる旅費、社会福祉協議会への運営補助等が挙げられます。

43ページ中段の地域行動計画事業委託につきましては、次世代育成支援法に基づき、家庭における子育ての課題や相談、行政施策への要望など、ニーズを幅広く把握し、町としての行動計画を策定するものでございます。

46ページ上段、扶助費の福祉タクシーにつきましては、これまでの身体障害者、知的障害者を対象としておりましたが、本年度から対象を精神障害まで拡充し、障害者の社会参加を促進しております。

47ページからの2項児童福祉費については、児童手当支給や保育所並びに放課後児童クラブの運営経費等でございます。

続いて、50ページからの衛生費でございますが、5億2,981万4,000円を計上し、全体の19.7%を占めております。

1項保健衛生費は、町民の健康管理促進に資する各種健診事業や感染症予防、乳幼児医療に係る経費のほか、不法投棄防止や河川水質管理、海岸美化等の環境衛生対策にかかわる経費等でございます。

なお、50ページ中段母子保健事業委託ですが、妊婦健診について、厚生労働省で示す14回のすべてを医療各機関に委託し、実施するものであります。

また、予防接種委託は、今年度から中学生以下のインフルエンザ予防接種につきましても補助対象としております。

52ページ中段の火葬業務負担金は、いすみ市に対し事務委託をするもので、本年度は耐火れんがの改修を予定しております。

続く乳幼児医療対策費でございますが、入院に係る児童医療対策について、対象をこれまでの小学生から中学生へと拡大しております。

53ページからの2項清掃費は、清掃センターの運営経費や小型合併浄化槽の普及促進等に係るし尿処理費で、3億5,394万7,000円を計上いたしました。

54ページ中段の施設補修工事については、最終処分場閉鎖に向け、計画的に取り組むほか、燃焼設備にかかわる補修工事費であります。

また、55ページ上段、いすみ環境衛生組合負担金は、3,375万9,000円。小型合併浄化槽設置については、転換14基分で、636万8,000円です。

3項上水道費につきましては、町水道事業に対する運営費補助並びに南房総広域水道企業団への出資及び補助金です。

町水道事業に対する補助については、経営健全化計画を踏まえ、運営の安定化と供給単価の抑制を目的に、1,500万円を計上しております。

第4項予防費は、後期高齢者医療にかかわる特定健診等の経費で、前年度の実績を踏まえまして計上いたしました。

56ページに移りまして、5款農林水産業費ですが、7,314万1,000円を計上し、前年度に比べ1,880万円の減となりました。

1項農業費は、農業委員会経費やイノシシ被害対策等に係る各種農業振興経費のほか、中山間地域総合整備事業負担金等を計上し、4,917万6,000円となりました。

56ページ下段の印刷製本費24万円は、地元農産物のPR用リーフレットの作成並びにお土産品として御宿の米5キログラム詰めの販売を促進するためのシール作成を行うものであります。

57ページ、イノシシ被害防止対策補助は、電気さくの設置にかかわる補助で、27基分を見込みました。

また、中山間地域総合整備事業負担金は、町10%、地権者5%分、合わせて787万5,000円あります。

58ページ、2項林業費につきましては、林道の維持管理費及び団体負担金で16万6,000円あります。

3項水産業費ですが、種苗放流や漁獲共済事業補助といった水産業振興経費のほか、イワナ加工整備を継続して取り組み、基盤整備の充実を図ります。総額2,379万9,000円を計上いたしました。

59ページに移り、6款商工費ですが、商工業の振興経費や観光振興経費など8,851万1,000円を計上いたしました。

59ページ下段の商店振興会100万円は、商店振興会が10%のプレミアムつき商品券を販売するに当たり、付加価値分の2分の1を助成するものであります。

60ページ上段の修繕料につきましては、月の沙漠通りの景観美化事業として、ベンチの塗装や擬木手すりの補修を行います。

また、下段の工事請負費については、月の沙漠通りの石張り補修や、腐食により撤去されたベンチについて新設を行うものであります。

4目月の沙漠記念館管理運営費は、サンフランシスコ号到着400周年記念公募展関係経費を見込むほか、62ページの工事請負費につきましては、記念館の雨漏り補修及びガラスブロックの撤去を行います。

5目町営プール管理運営費ですが、運営経費の抑制を図りながら、スライダのメンテナンスや危険箇所について補修を計画的に行い、安全で効率的な施設運営に努めることといたします。

次に、7款土木費につきましては、5,964万7,000円を計上いたしました。

1項土木管理費は、職員人件費や団体負担金に係るもので、3,439万3,000円を計上いたしました。

63ページ下段の業務委託につきましては、幹線道路の草刈りや枝切りにかかわる業務委託費であります。

64ページに移り、2項道路橋梁費ですが、1,156万6,000円を計上いたしました。前年度に比べ2,285万1,000円の減となっておりますが、県道勝浦布施大原線バイパスへの取り付け道路となる町道0106号線改良事業の計画終了によるものであります。今年度は新たに実谷区民館進入路の新設に取り組むほか、生活幹線道の維持整備を計画的に行います。

続きまして、3項住宅費は、239万4,000円を計上しておりますが、矢田団地の屋根防水補修を予定しております。

4項都市計画費は、公共施設の耐震化を進めるにあたり、耐震改修促進計画の策定経費を見込みました。

5項河川費につきましては、町内河川の管理経費として20万円を計上しております。

6項下水道費は、国土交通省通知により、人口減少等、社会情勢の変化や、住民意向を反映させた汚水処理計画の見直しが求められていることから、町汚水適正処理構想の見直しに伴う計画策定経費について210万円を計上いたしました。

続いて、8款消防費でございますが、町消防団の活性経費や、広域常備消防への負担金など、1億9,161万7,000円を計上いたしました。

1目の常備消防費は、広域常備消防に対する負担金で、1億6,894万6,000円。今年度は岬分

署に水槽つき消防車が配置される予定となっております。

68ページ中段、消防施設費の備品購入でございますが、災害時に備え、町消防団の本部並びに各分団に対しまして、携行用夜行衣を10着ずつ配備し、団員の安全確保対策を計画的に進めるものであります。

次に、9款教育費ですが、1億7,042万3,000円を計上いたしました。

御宿小学校耐震補強工事の完了に伴い、前年度に比べ6,354万5,000円の減となっております。

1項教育総務費につきましては、教育委員会運営費や、ALT、英語指導助手にかかわる経費等で4,677万4,000円です。

70ページ中段の積立金1,000万円ですが、御宿中学校屋内運動場の建設に向け、財政負担の年度間不均衡が生じることのないよう、計画的な積み立てを行うものであります。

3項小学校費ですが、主なものといたしまして、小学校の運営経費や図書等の教育振興経費にかかわるものであります。

なお、71ページ下段にありますパソコン購入500万円ですが、御宿小学校教育用パソコンについて、導入以来8年が経過し、メーカーのメンテナンスも終了することから、買い換えを行うもので、1人1台の学習環境を保持し、28台を購入するものであります。

72ページに移り、3目組合学校費の布施学校組合負担金ですが、児童数割を踏まえ1,533万1,000円を計上いたしました。御宿小学校と同様、布施小学校についても、教育用パソコンの買い換えを予定しております。

続いて、3項中学校費は、御宿中学校の運営経費や教育振興経費に係るもので、前年とほぼ同額の1,034万5,000円を計上いたしました。

次に、74ページ中段からの4項社会教育費でございますが、公民館運営費や資料管理費、文化財保護費など3,621万8,000円を計上いたしました。

74ページの中段にあります報償費の講師謝金でございますが、日西墨交流400周年記念事業関連経費として、黒沼ユリ子記念音楽会や、川上ミネピアノコンサート、歴史講演会にかかわる謝金であります。

続いて、78ページからの5項保健体育費ですが、体育施設運営費や共同調理場運営費にかかわるもので4,260万円を計上いたしました。

78ページ中段の報償費ですが、リズム体操やエアロビクス、RAC、レクリエーションアフタークラブにかかわる講師謝金です。

また、79ページ中段の原材料費は、町営運動場整備にかかわるものであります。

80ページに移り、学校給食費に係る修繕料につきましては、共同調理場配送口の雨よけ及び調理用器具の修繕であります。

10款災害復旧費ですが、科目設定として1,000円を計上してございます。

81ページ、11款公債費につきましては、4億3,618万4,000円を計上し、前年度に比べ1,565万9,000円の増となりました。増加の要因につきましては、中学校建設事業債や臨時財政対策債等の償還金の増額によるものであります。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額26億8,500万円とするものでございます。

なお、平成21年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の15ページから36ページにその詳細をお示ししてございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） 新年度予算については、関係課長より詳細な説明がありましたが、これより18日まで議案審査を行い、休会いたします。

散会の宣告

議長（新井 明君） 以上で本日の日程は終了であります。

次の本会議は3月19日、午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時30分）